

(仮) 市川市子どもの貧困対策計画

目次

1. 計画の策定について.....	1
(1) 計画策定の背景・主旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
(3) 計画の対象者	2
(4) 計画期間	2
2. 市川市の現状	3
(1) 人口・世帯の状況	3
(2) アンケート調査の概要	4
(3) アンケート調査結果からみた市川市の現状	6
(4) 市川市の課題について	29
3. 基本方針	30
(1) 基本方針	30
(2) 施策体系	30
4. 市川市の取り組み	31
(1) 教育の支援	31
(2) 生活の安定に資するための支援	34
(3) 保護者の就労支援	38
(4) 経済的支援	40
(5) 支援につなぐ体制整備	43

1. 計画の策定について

(1) 計画策定の背景・主旨

厚生労働省が実施した「国民生活基礎調査」によれば、全国の子どもの約 9 人に 1 人、ひとり親家庭においては、約 2 人に 1 人が全国の平均的な所得の半分を下回る、「相対的貧困」の状況にあるとされています。国では、このような状況を踏まえ、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成 26 年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年に基本的な方針や当面の重点施策を定めた「子どもの貧困対策に関する大綱」を取りまとめました。

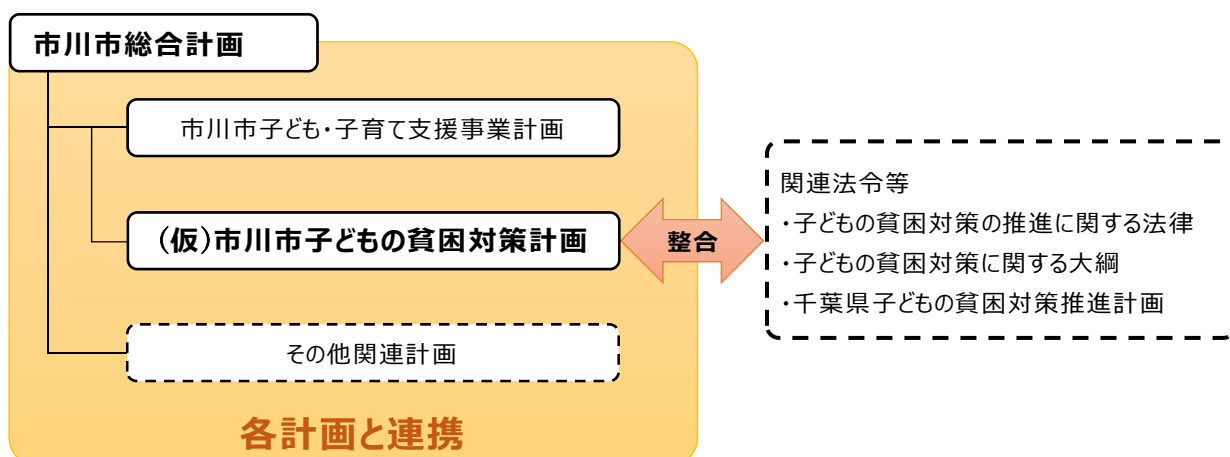
同法では地方公共団体に対し、地域の実情に応じた貧困に関する施策の推進を求めており、本市ではこれまで、千葉県が策定している「千葉県子どもの貧困対策推進計画」に基づき、貧困対策に係る事業を推進してまいりましたが、令和 2 年度からの新型コロナウイルス感染症の影響や、世界情勢の影響による物価高など、貧困世帯を取り巻く環境はより厳しさを増しています。

このような状況を鑑み、市川市では令和 6 年度を始期とする「(仮)市川市子どもの貧困対策計画」を策定することとし、現在から将来にわたりすべての子どもたちが夢や希望を持てる社会を目指し、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、子どもを第一に考えた支援を、本計画に基づき包括的かつ早期に実施してまいります。

(2) 計画の位置づけ

市川市は、本計画を子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に定める「市町村における子どもの貧困対策についての計画（市町村計画）」として位置づけます。

なお、計画の推進にあっては、長期的な将来展望に基づいて市政運営を総合的・計画的に進めるための根幹となる『市川市総合計画』における基本理念や基本目標等を踏まえつつ、同総合計画における子育てに関する分野の部門別計画である『市川市子ども・子育て支援事業計画』の基本的な考え方と整合を図るなど、他の計画と連携を図ります。



（３）計画の対象者

親の妊娠・出産期から子供の社会的自立に至るまでの過程におけるすべての子ども及びその世帯を対象とします。

（４）計画期間

令和 6 年度から令和 1 0 年度の 5 年間とします。

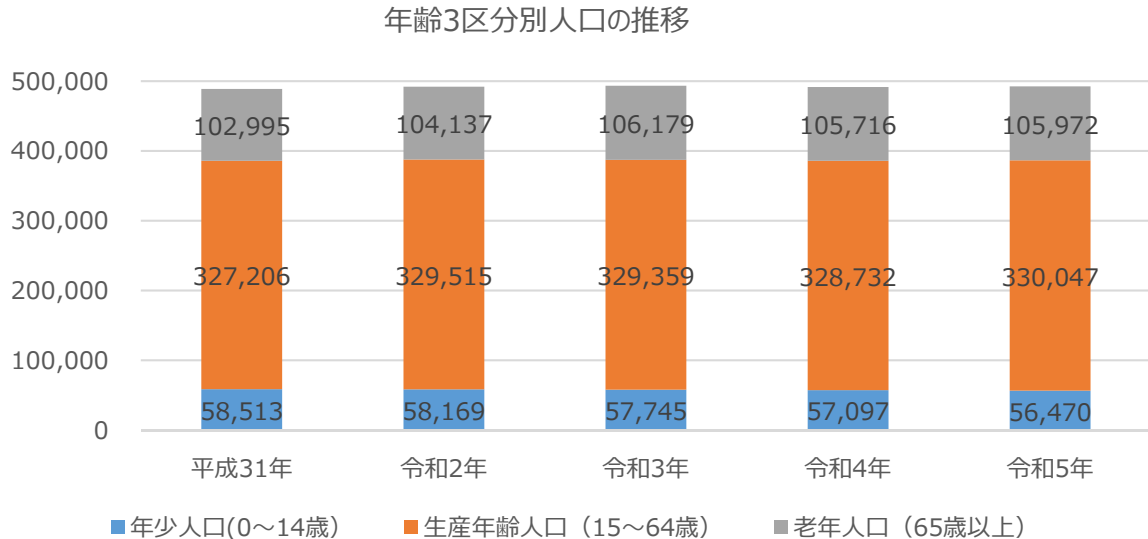
※今後策定を予定している、市町村こども計画に合わせて計画年数を変更する場合があります。

2. 市川市の現状

(1) 人口・世帯の状況

・年齢3区分別人口の推移

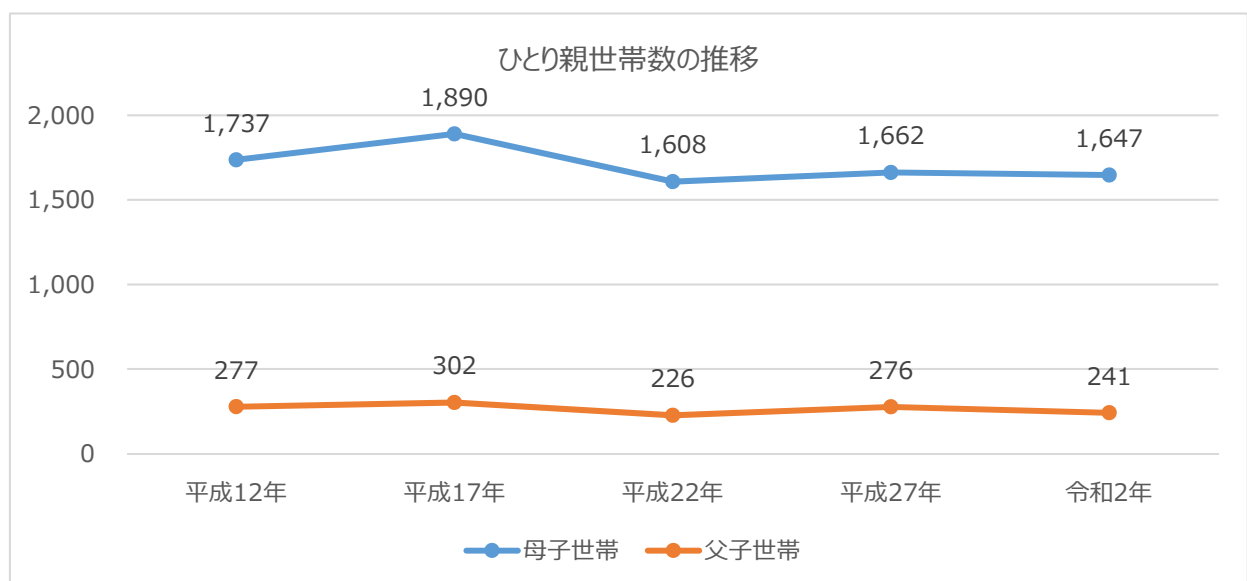
本市の人口は、生産年齢人口及び老年人口の増により、全体的に増加傾向で推移していますが、年少人口にあっては年々減少傾向であり、少子高齢化が進んでいる。



出典：住民基本台帳

・ひとり親世帯数

母子世帯及び父子世帯数はともに横ばいからやや減少傾向で推移しています。



出典：国勢調査

(2) アンケート調査の概要

・調査の目的

小学5年生、中学2年生の子どもとその保護者を対象に、生活状況や子どもの様子、学校生活等について、その実態を把握することを目的として「子どもの生活状況に関する実態調査」を実施しました。また、保育園や母子生活支援施設などの支援機関等を対象に、貧困状況にある子どもや家庭の現状・課題について、子どもや家庭に対する必要な支援の検討を目的として、「資源量調査」をあわせて実施しました。

・調査対象

①子どもの生活状況に関する実態調査

小学生用調査：小学5年生

中学生用調査：中学2年生

保護者用調査：小学5年生または中学2年生の子どもがいる親

②資源量調査

母子父子自立支援員、家庭相談員、公立保育園、公立幼稚園、放課後保育クラブ、放課後子ども教室、ライフカウンセラー、こども食堂、学習支援団体、母子生活支援施設 等

・調査期間

①子どもの生活状況に関する実態調査

令和4年11月4日～令和4年12月2日

②資源量調査

令和5年1月

・回答状況

①子どもの生活状況に関する実態調査

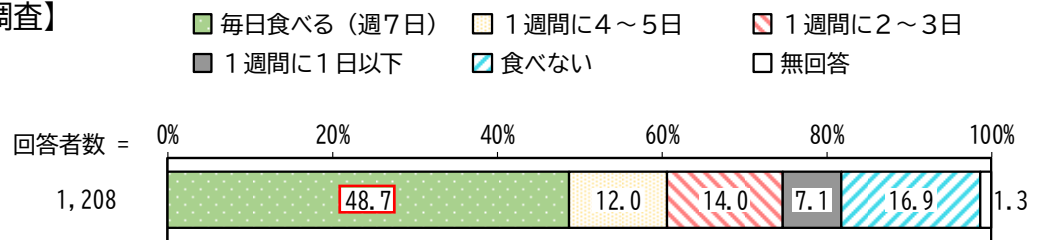
	調査対象者数	有効回答数	有効回答率
小学生用調査	1,280	1,208	94.4%
中学生用調査	1,498	1,325	88.5%
保護者用調査	2,778	2,445	88.0%

②資源量調査

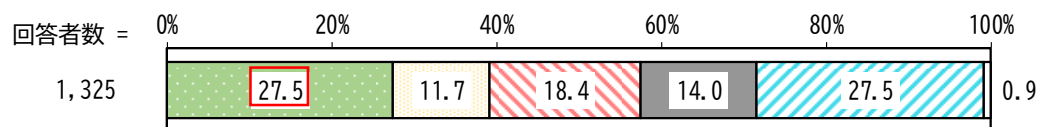
依頼業種	配布数	有効回答数	有効回答率
24業種	179通	91	50.8%

共食の状況（朝食）

【小学生調査】

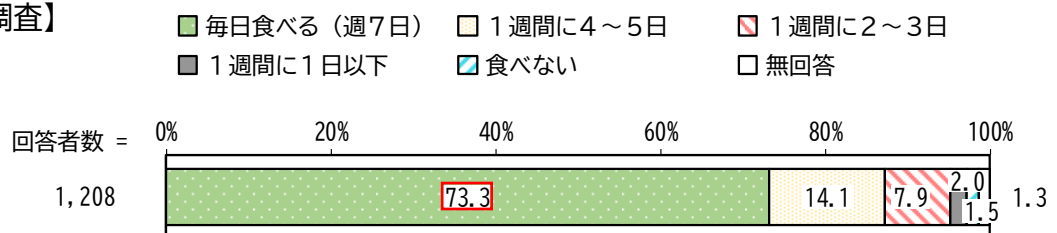


【中学生調査】

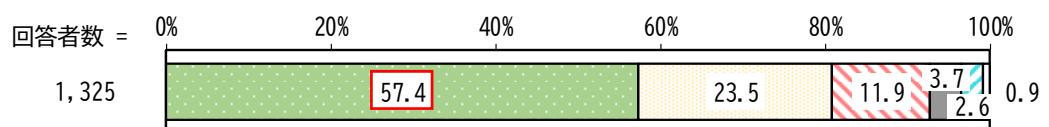


共食の状況（夕食）

【小学生調査】



【中学生調査】



・朝食の欠食率は、学年が上がるにつれ高く、全国調査と比べても、中学生で毎日朝食を食べている割合は低くなっています。夏休みや冬休みなどの期間の昼食の欠食率も同様に、学年が上がるにつれて高くなっています。

・誰かと一緒に食べる共食の状況については、学年が上がるにつれ低くなっています。

・貧困に関する説明

子どもの貧困の状況を把握するために、本調査では相対的貧困率を用います。OECD（経済協力開発機構）では、「世帯の所得を世帯人数で調整して算出した等価可処分所得（1人当たりの所得）が、貧困線（等価可処分所得の中央値の2分の1）に満たない」割合を、相対的貧困率としています。

本調査においては、世帯年収についての質問の回答より等価可処分所得を算出し、その所得が厚生労働省「国民生活基礎調査」から算出される基準（世帯所得の中央値を平均世帯人数の平方根で除した値の50%未満＝127万円）に満たない世帯を「生活困窮世帯」とし、127万円～254万円未満の世帯を「周辺層」、254万円以上の世帯を「一般層」とし、3段階に分類しました。

生活困窮世帯	周辺層	一般層
127 万円未満	127 万円～254 万円未満	254 万円以上

・市川市子ども・子育て会議での意見聴取

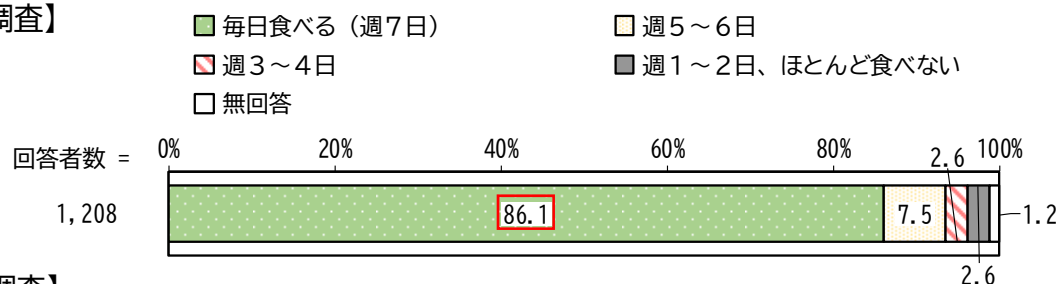
アンケート調査の結果について、市民、事業主、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「市川市子ども・子育て会議」において報告し、市川市として計画に加えるべき施策等について意見を伺いました。

(3) アンケート調査結果からみた市川市の現状

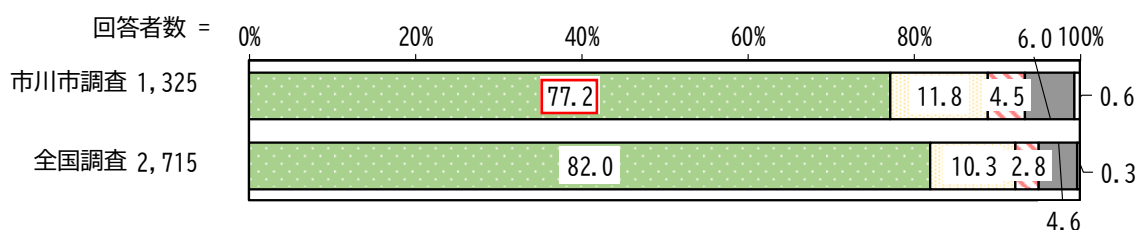
① 食事について

朝食の摂取状況

【小学生調査】



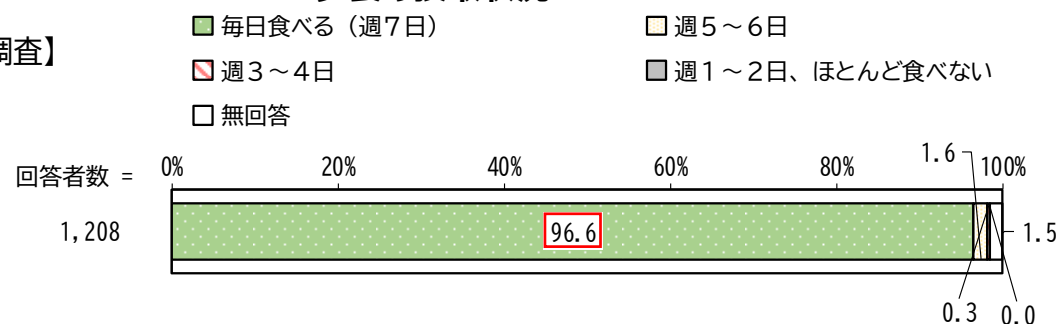
【中学生調査】



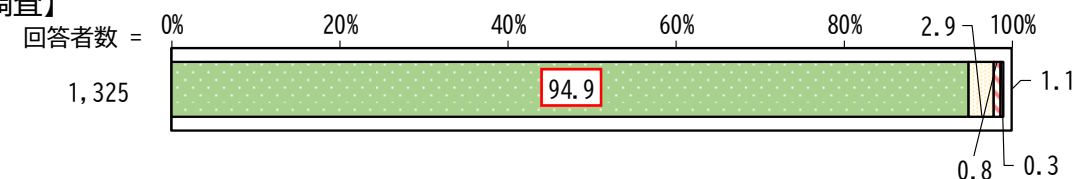
※ 全国調査: 令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書(令和3年12月)

夕食の摂取状況

【小学生調査】

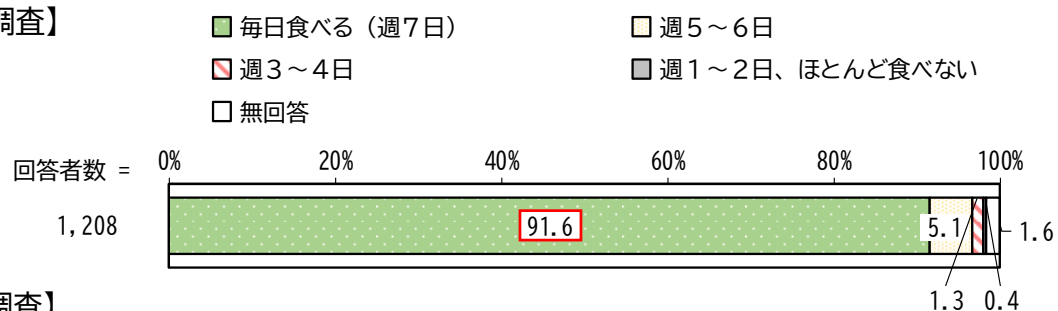


【中学生調査】

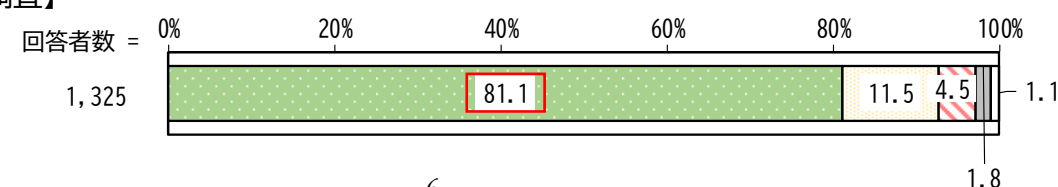


夏休みや冬休みなどの期間の昼食

【小学生調査】



【中学生調査】

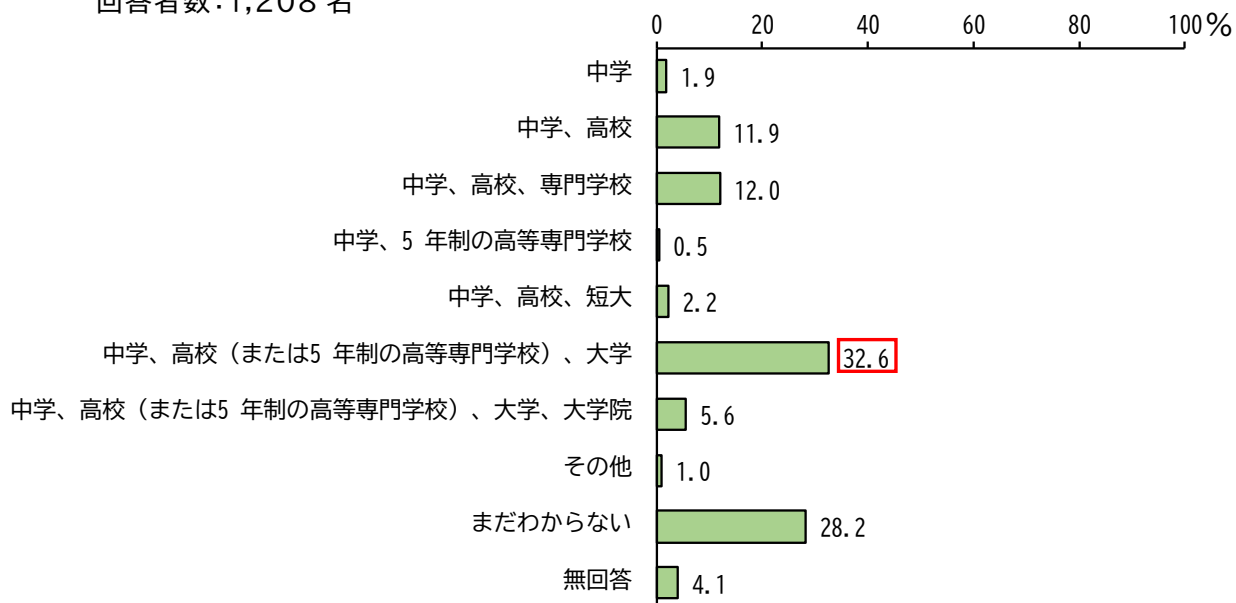


②-(1)進学について(子ども)

将来、どの学校に進学したいか

【小学生調査】

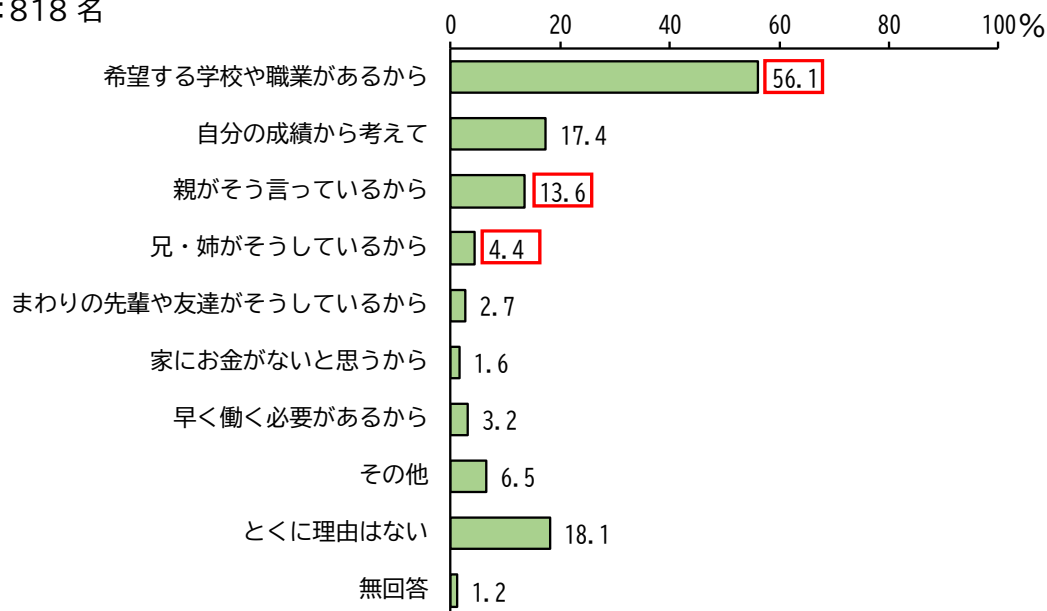
回答者数:1,208 名



進学したい理由

【小学生調査】

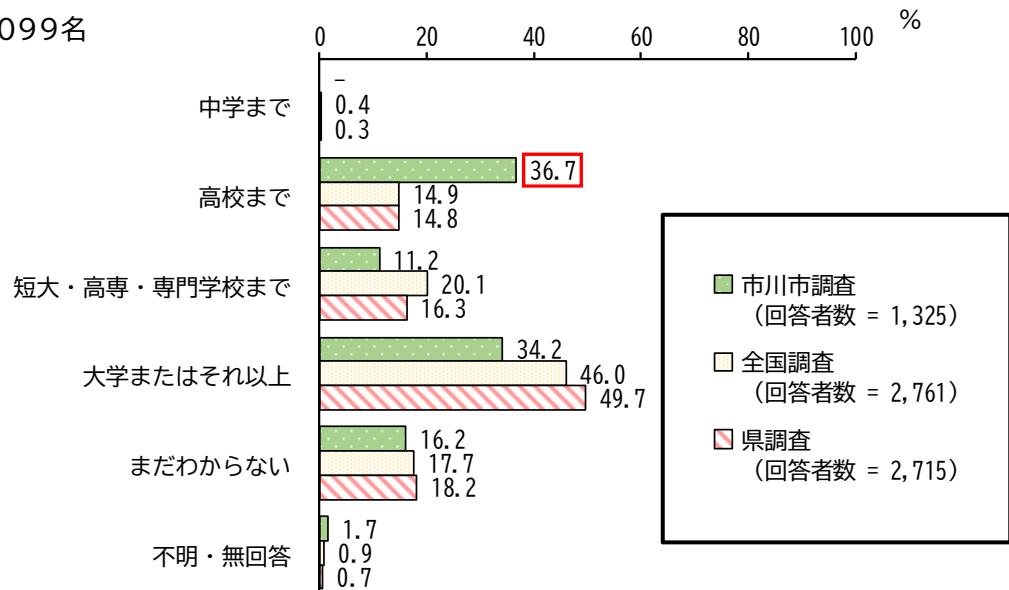
回答者数:818 名



将来、どの学校に進学したいか

【中学生調査】 ※選択肢が異なるため参考

回答者数:1,099名



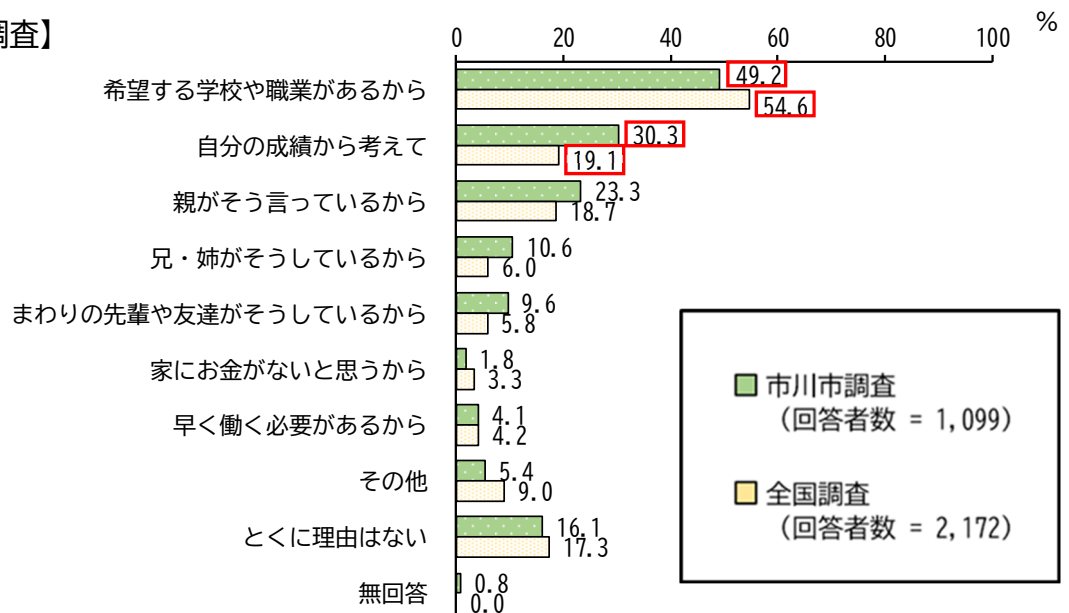
※全国調査：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（令和3年12月）

※県調査：千葉県子どもの生活実態調査 報告書（令和元年）

*市川市調査では、「中学まで」の選択肢はありません。また、「その他」、「無回答」の割合を「不明・無回答」に入れています。

進学したい理由

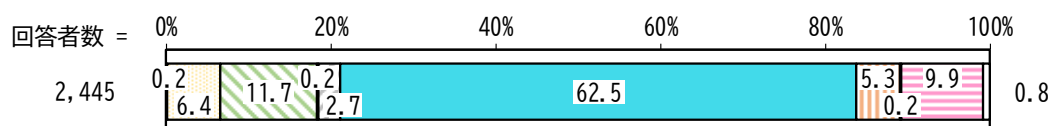
【中学生調査】



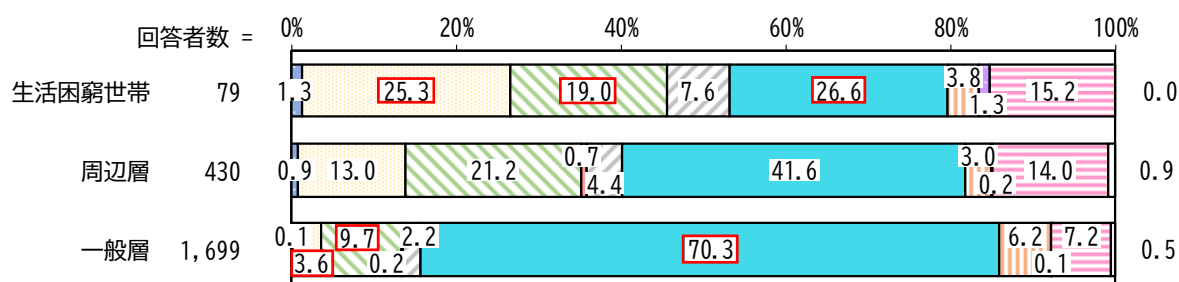
・将来の進学希望については、中学生で、全国調査に比べ大学またはそれ以上の進学希望が低くなっており、希望理由についても「親がそう言っている」、「兄・姉がそうしている」割合が全国より高くなっています。

②-(2)進学について(保護者)

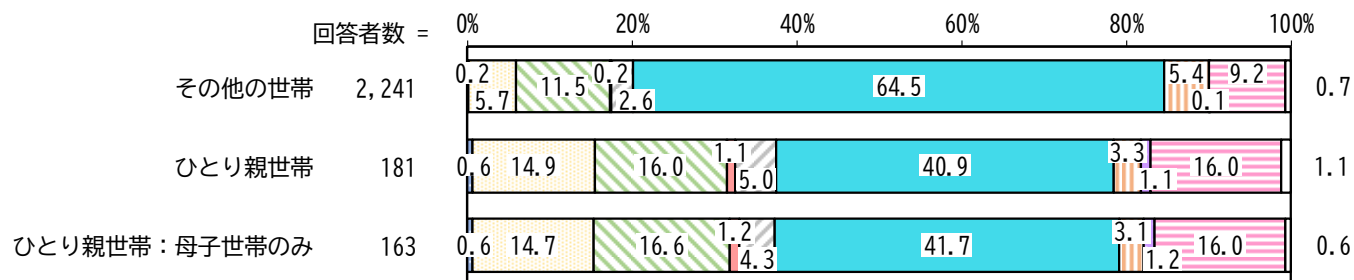
将来、現実的に見てどの学校に進学すると思うか：進学先



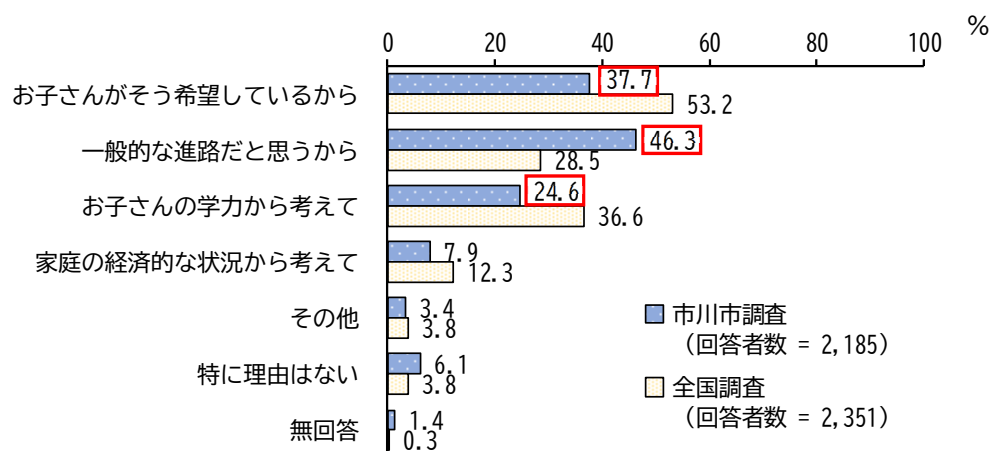
【世帯区分別】



【世帯構成別】

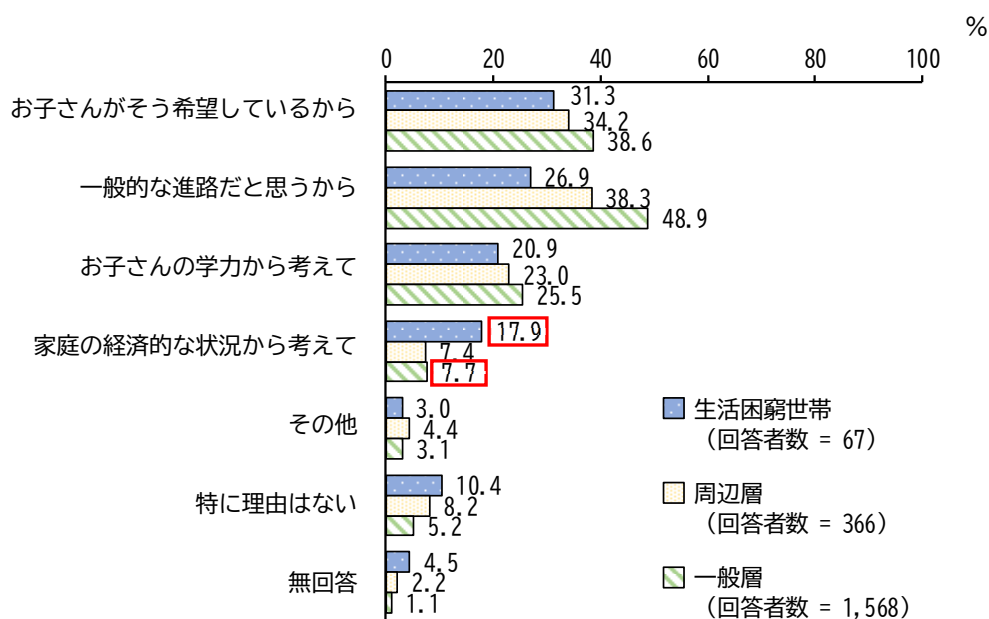


将来、現実的に見てどの学校に進学すると思うか：理由

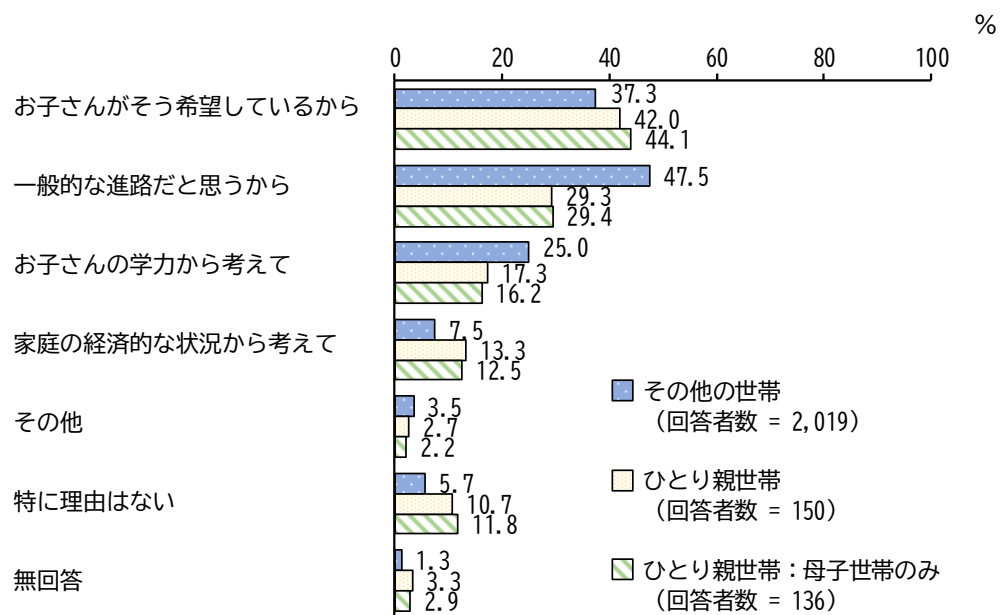


※全国調査：令和３年 子供の生活状況調査の分析 報告書（令和３年 12 月）

【世帯区分別】



【世帯構成別】



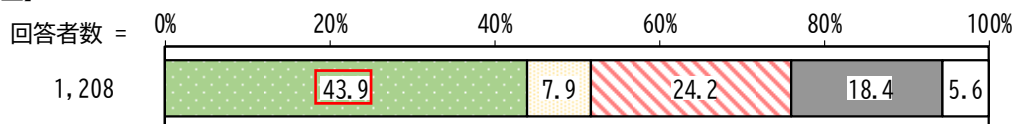
・経済的な理由により進学が困難となることがないよう、また、生活困窮度が高くても安心して教育が受けられるよう教育費負担の軽減を行う必要があります。

③こどもの居場所

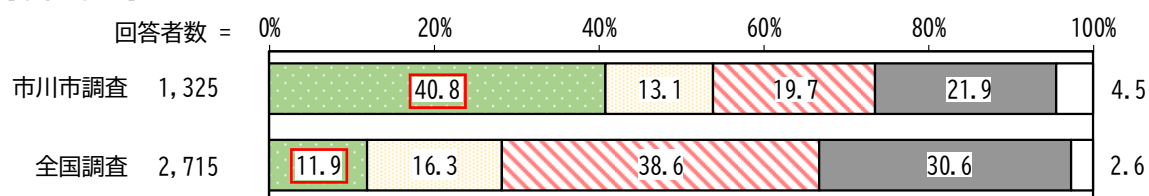
平日の夜や休日を過ごすことができる場所(放課後保育クラブ、放課後子ども教室、こども館など)

- ☒ 利用したことがある
☐ 利用したことはない あれば利用したいと思う
☒ 利用したことはない 今後も利用したいと思わない
☐ 利用したことはない 今後利用したいかどうか分からない
☐ 無回答

【小学生調査】



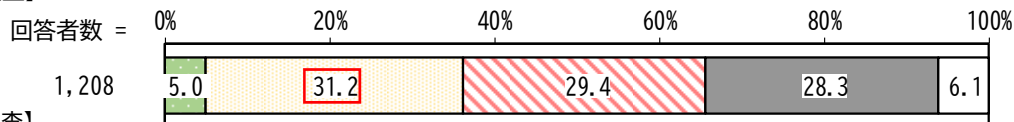
【中学生調査】



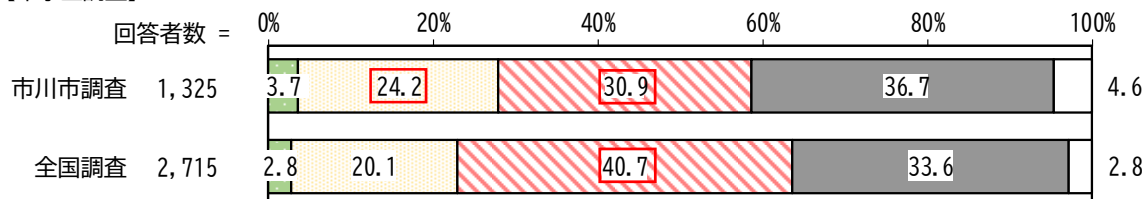
平日の夜や休日を過ごすことができる場所(夕ご飯を無料か安く食べることができる場所)

- ☒ 利用したことがある
☐ 利用したことはない あれば利用したいと思う
☒ 利用したことはない 今後も利用したいと思わない
☐ 利用したことはない 今後利用したいかどうか分からない
☐ 無回答

【小学生調査】



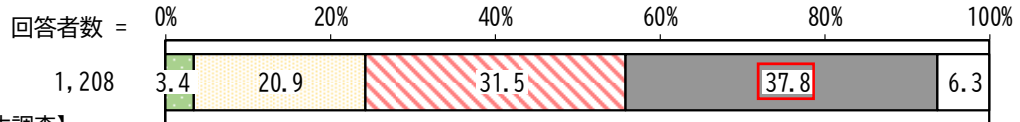
【中学生調査】



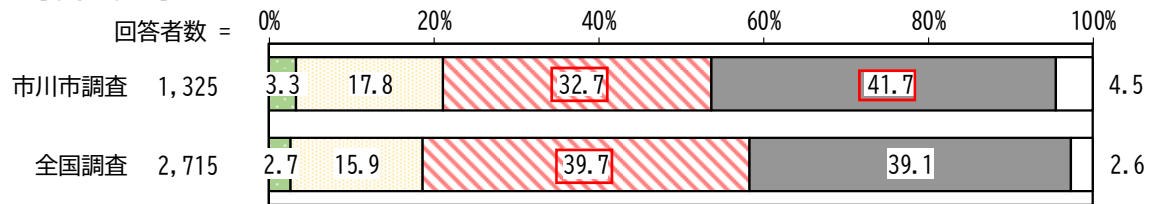
何でも相談できる場所(こども館や電話・ネットの相談を含む。)

- ☒ 利用したことがある
☐ 利用したことはない あれば利用したいと思う
☒ 利用したことはない 今後も利用したいと思わない
☐ 利用したことはない 今後利用したいかどうかわからない
☐ 無回答

【小学生調査】



【中学生調査】

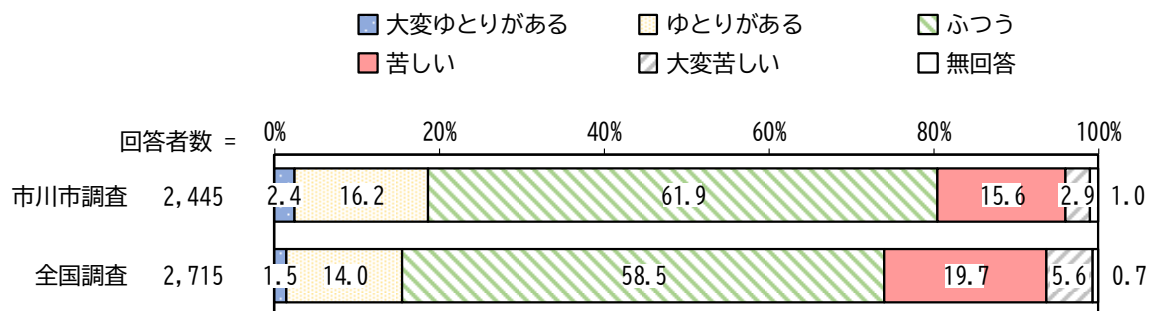


※全国調査：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（令和3年12月）

- ・「勉強を無料でみてる場所」に関しては、利用したことはないが、あれば利用したい割合が小学生、中学生どちらも最も高くなっていることから、勉強をみてる場所のニーズが高くなっていることがうかがえます。
- ・「こども食堂」「相談場所」に関しては、全国調査に比べて、利用したことはないが、あれば利用したい割合が小学生、中学生で高くなっていることから、こども食堂や相談場所のニーズが高くなっていることがうかがえます。

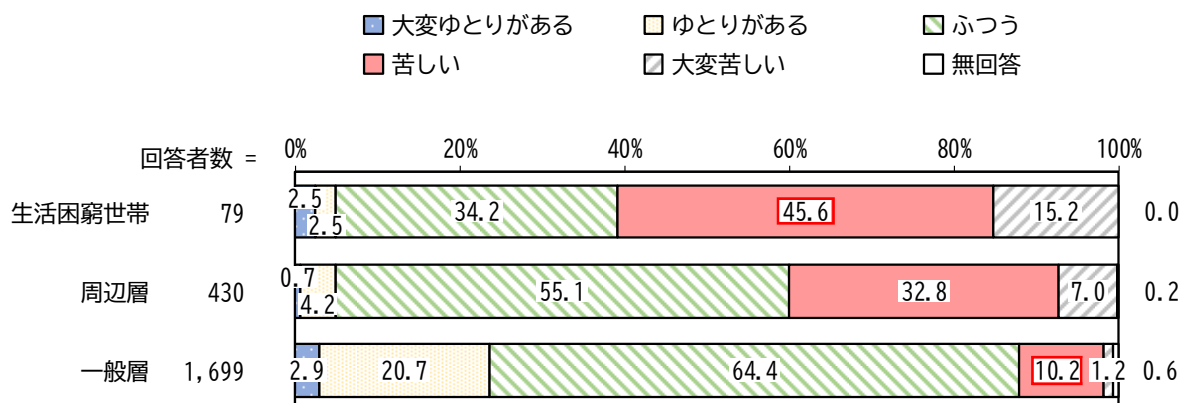
④家計の状況

現在の暮らしの状況

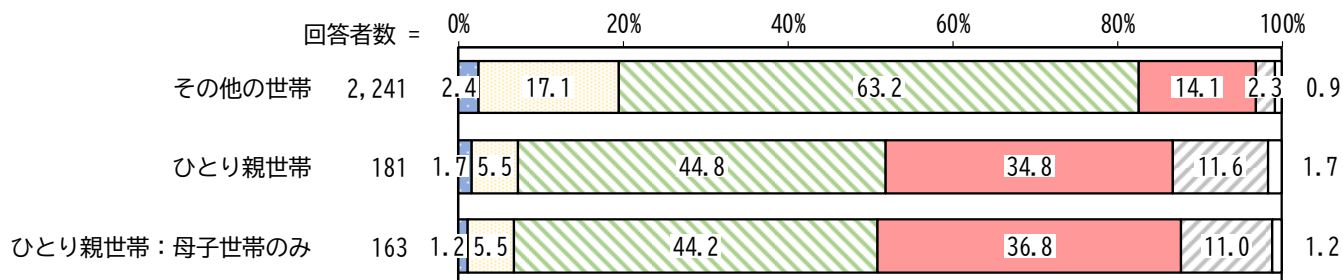


※全国調査：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（令和3年12月）

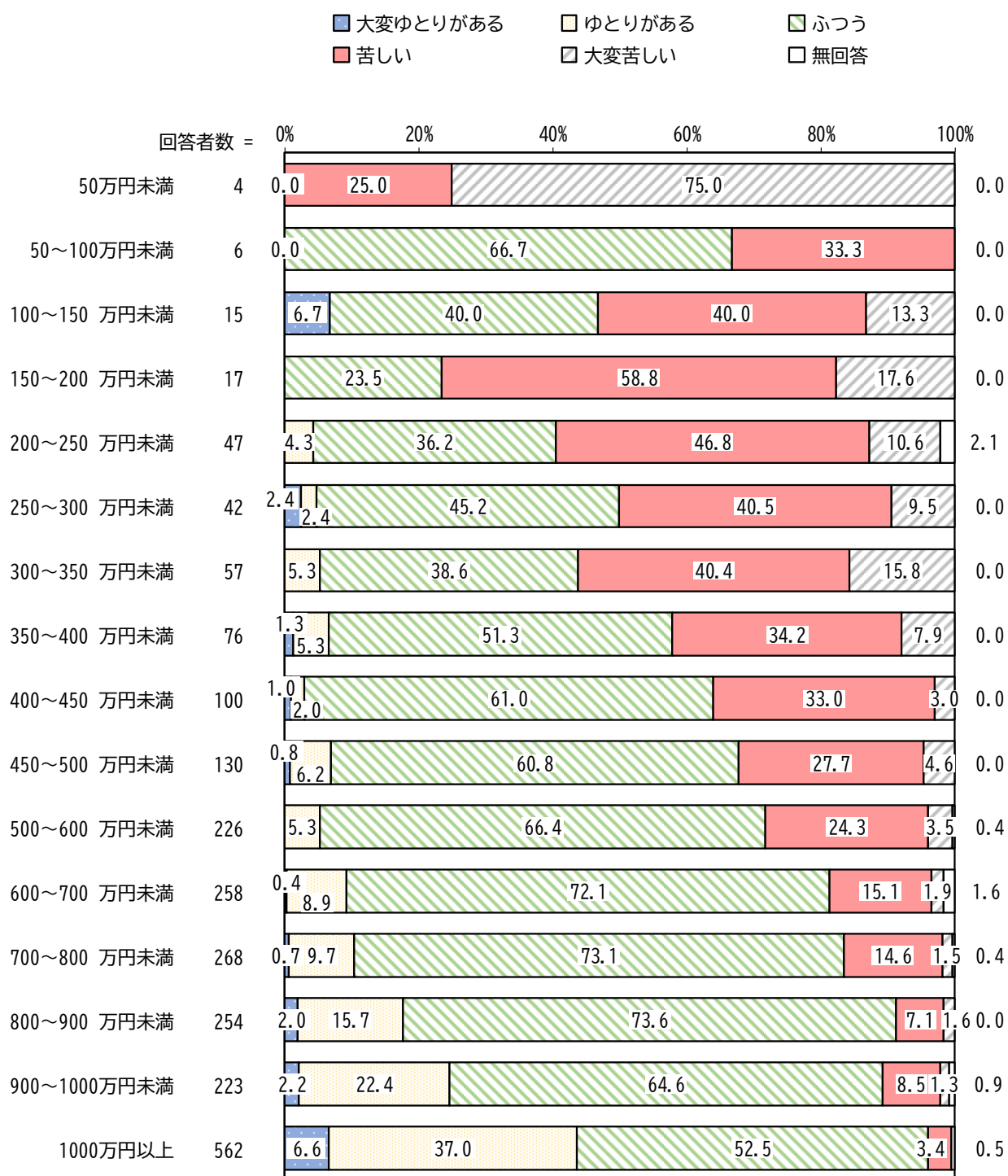
【世帯区分別】



【世帯構成別】

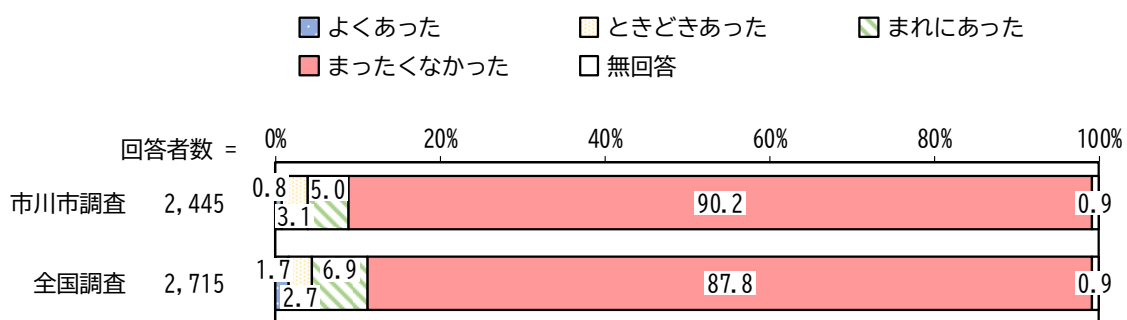


【世帯年収別】



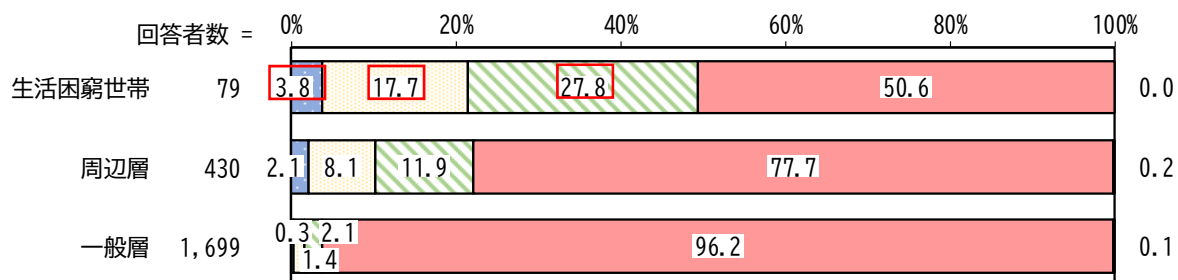
・親の経済状態や就労状況にかかわらず、子育て家庭の日々の生活を安定させるため、経済的支援を実施するとともに、必要な世帯へ支援の利用を促す必要があります。

過去 1 年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする食料が買えないこと

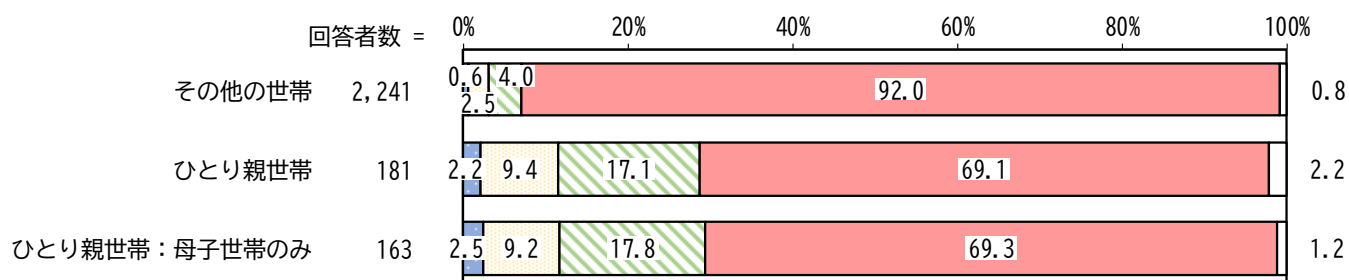


※全国調査：令和 3 年 子供の生活状況調査の分析 報告書（令和 3 年 12 月）

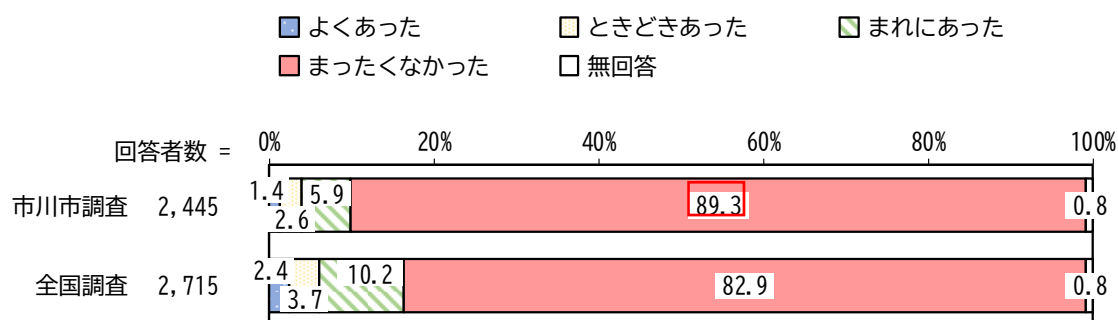
【世帯区分別】



【世帯構成別】

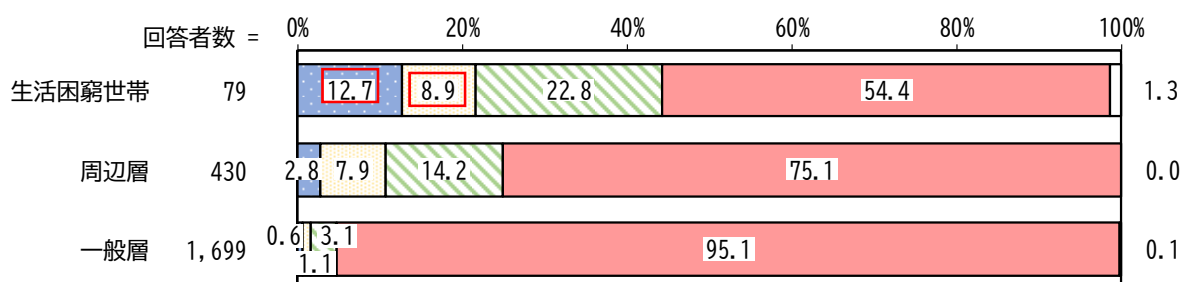


過去 1 年の間に、お金が足りなくて、家族が必要とする衣服が買えないこと

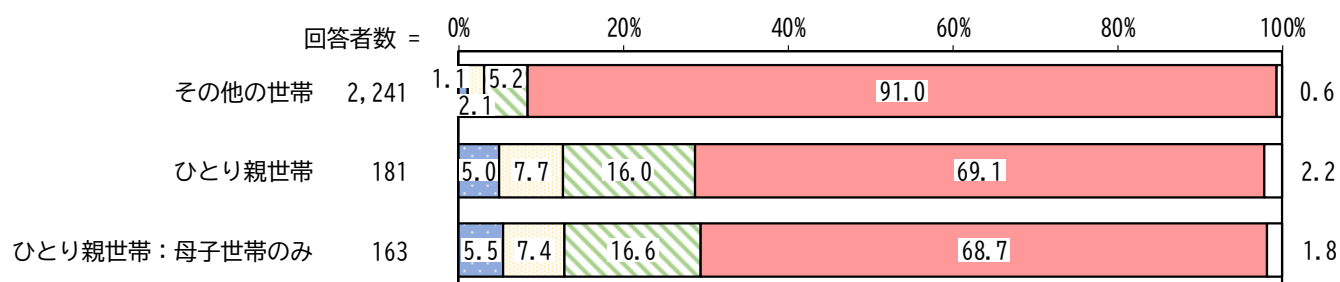


※全国調査：令和 3 年 子供の生活状況調査の分析 報告書（令和 3 年 12 月）

【世帯区分別】

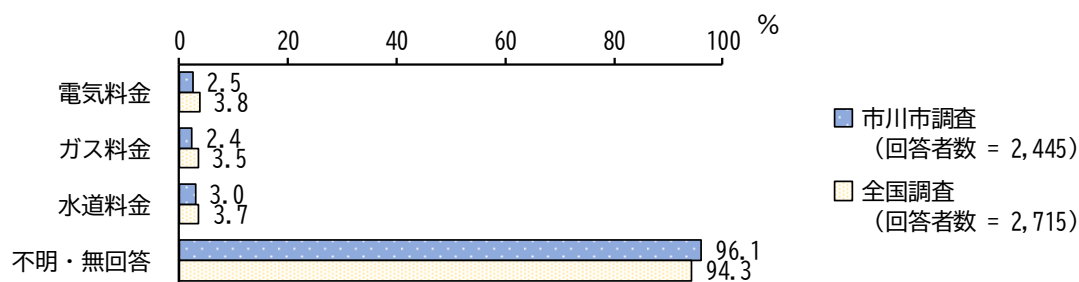


【世帯構成別】



・全国調査と比較すると、「まったくなかった」の割合が高くなっています。
しかし、生活困窮世帯では、一般層に比べ「よくあった」と「ときどきあった」をあわせた“あった”の割合が高く、2割を超えています。

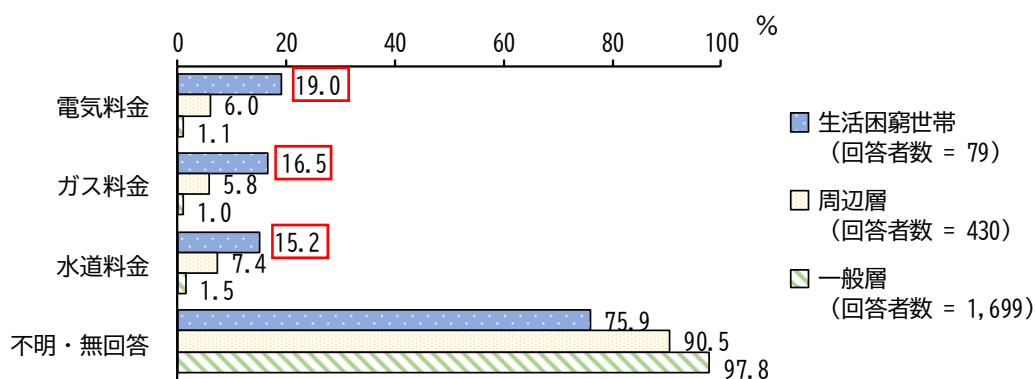
過去 1 年の間に、経済的な理由で未払いになった経験



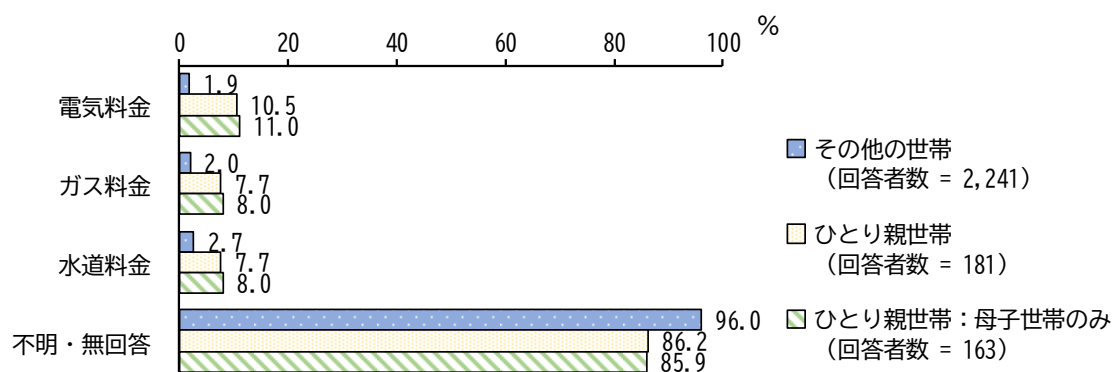
※全国調査：令和 3 年 子供の生活状況調査の分析 報告書（令和 3 年 12 月）

※全国調査では、「あてはまるものはない」の選択肢はありません。また、「あてはまるものはない」、「無回答」の割合を「不明・無回答」に入れています。

【世帯区分別】



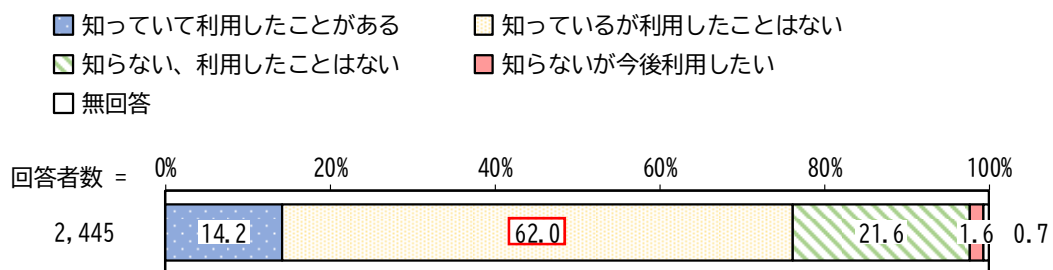
【世帯構成別】



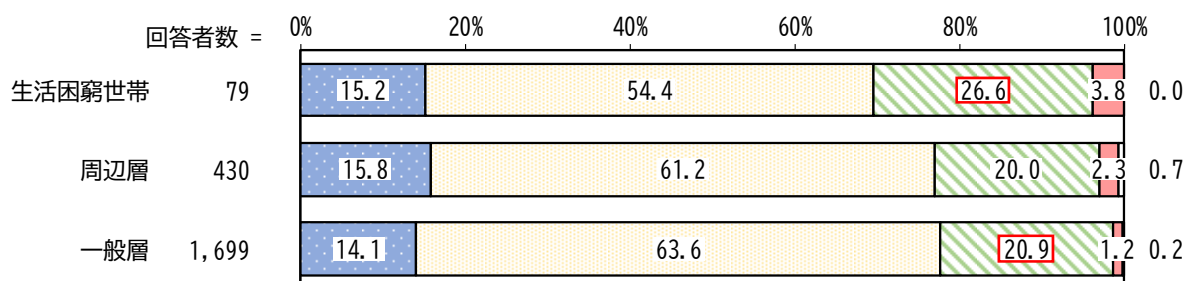
⑤市が行う施策について

こども家庭支援センター：認知度

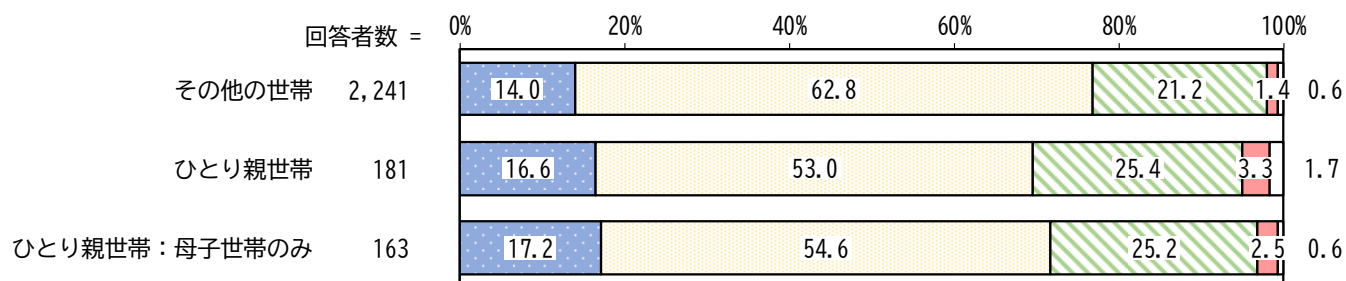
(こども家庭支援センター：18歳までのお子さんの子育てに関する相談窓口)



【世帯区分別】



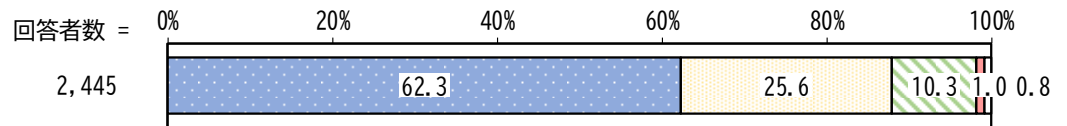
【世帯構成別】



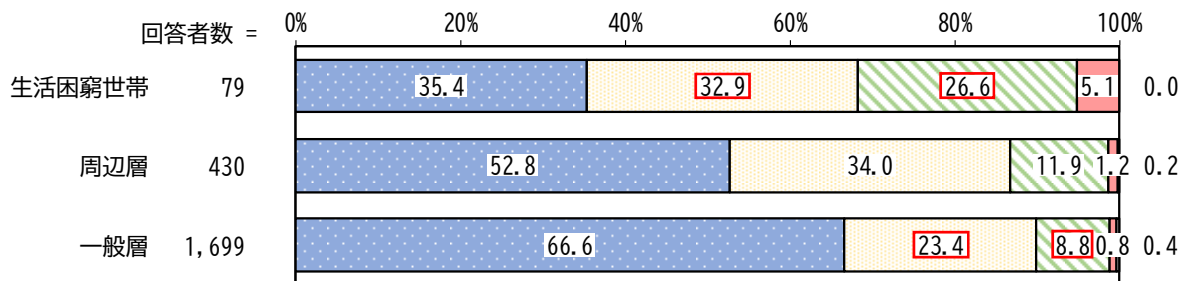
こども館：認知度

(こども館：あかちゃんから高校生世代までの子どもたちの遊び場)

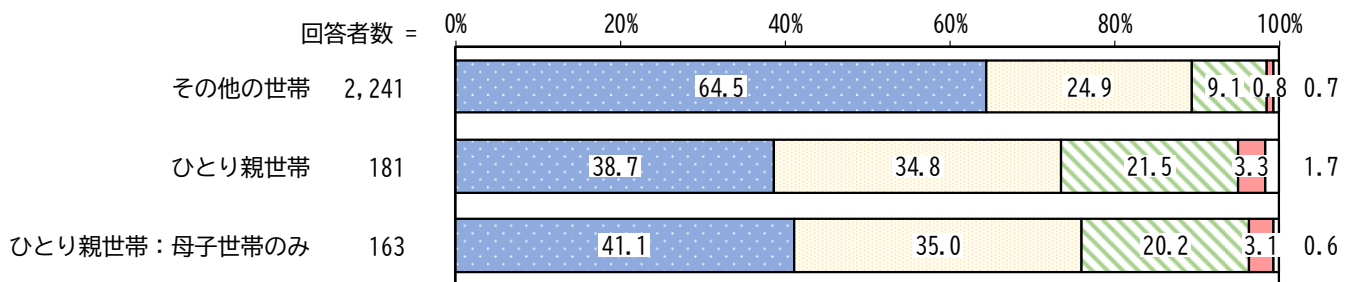
- 知っていて利用したことがある □ 知っているが利用したことはない
- 知らない、利用したことはない ■ 知らないが今後利用したい
- 無回答



【世帯区分別】



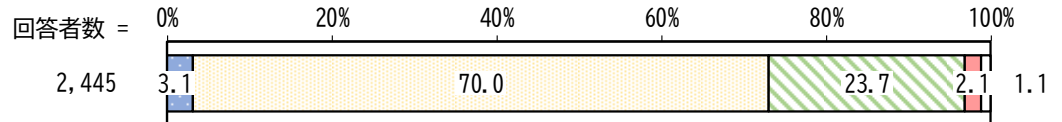
【世帯構成別】



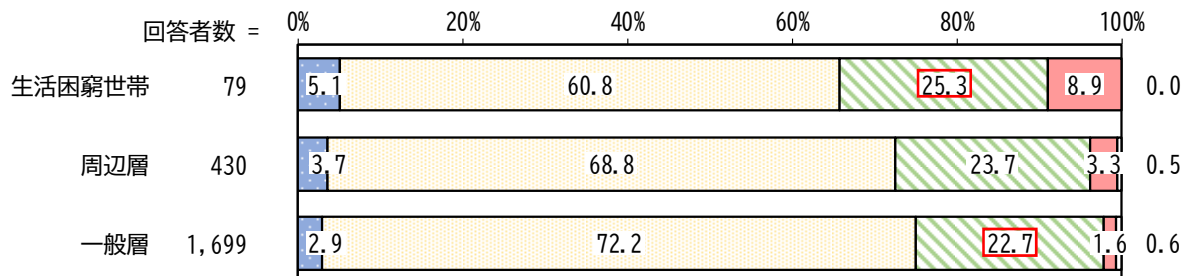
こども食堂：認知度

(こども食堂：地域のボランティアが子どもへ無料または安価で栄養のある食事を提供する場)

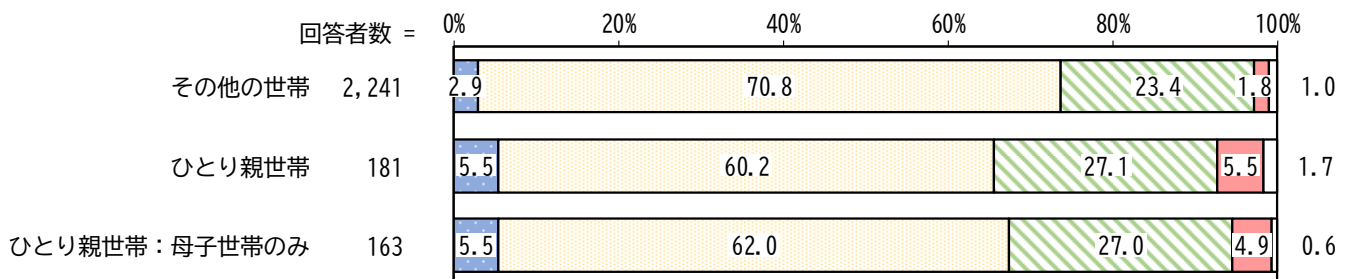
- 知っていて利用したことがある
- 知っているが利用したことはない
- 知らない、利用したことはない
- 知らないが今後利用したい
- 無回答



【世帯区分別】



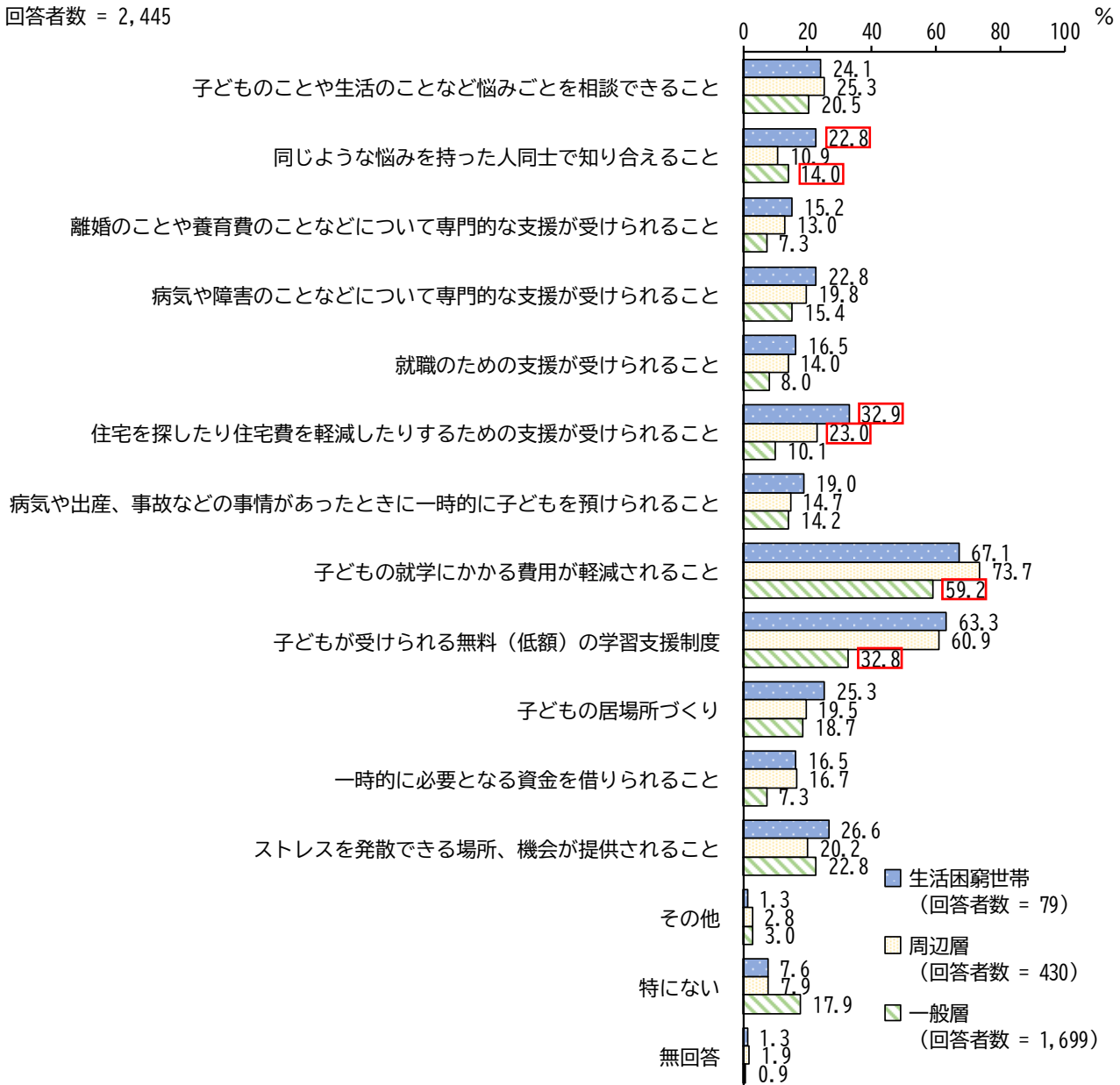
【世帯構成別】



あなたが現在必要としていることで、重要だと思う支援等

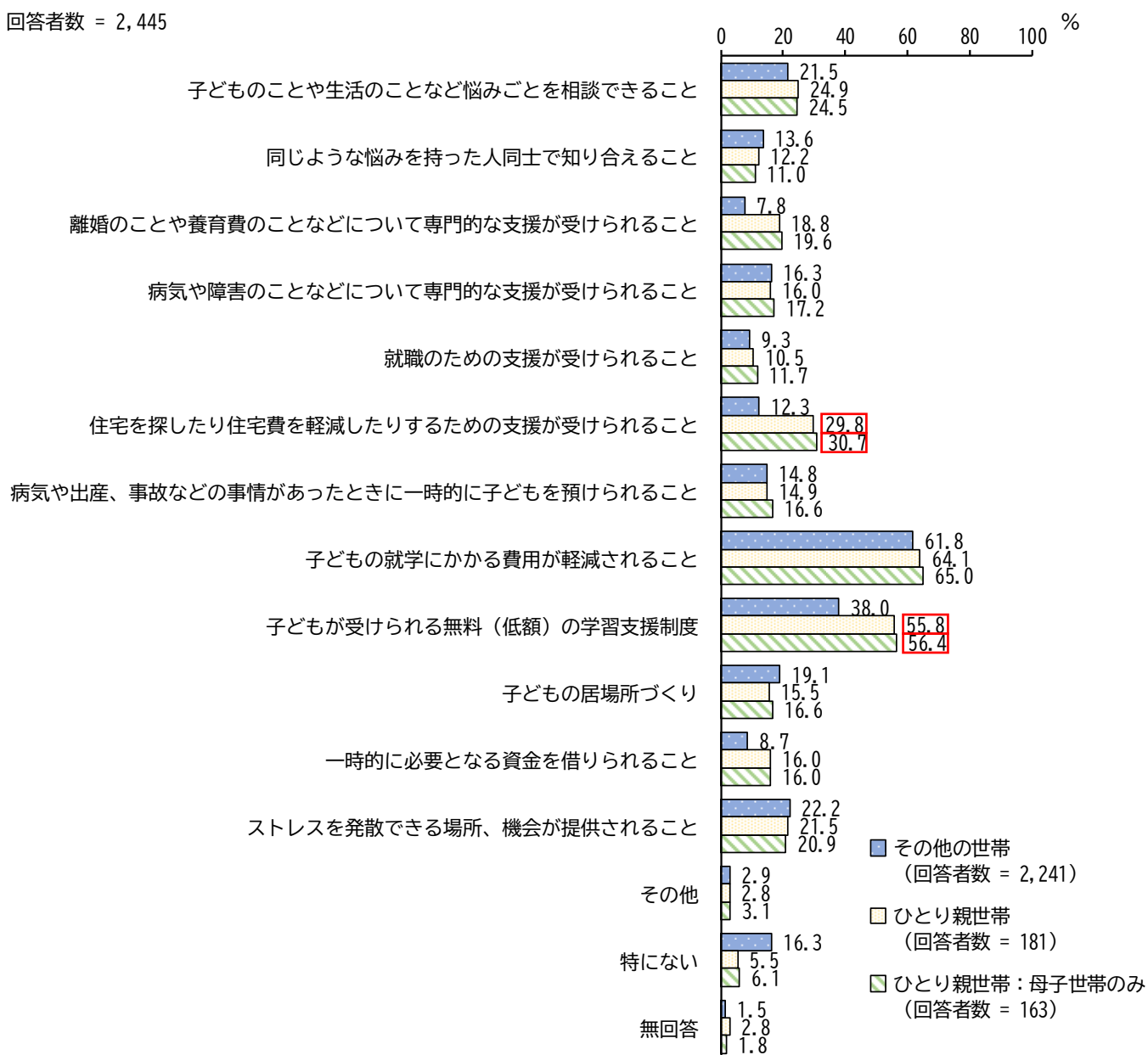
【世帯区分別】

回答者数 = 2,445



【世帯構成別】

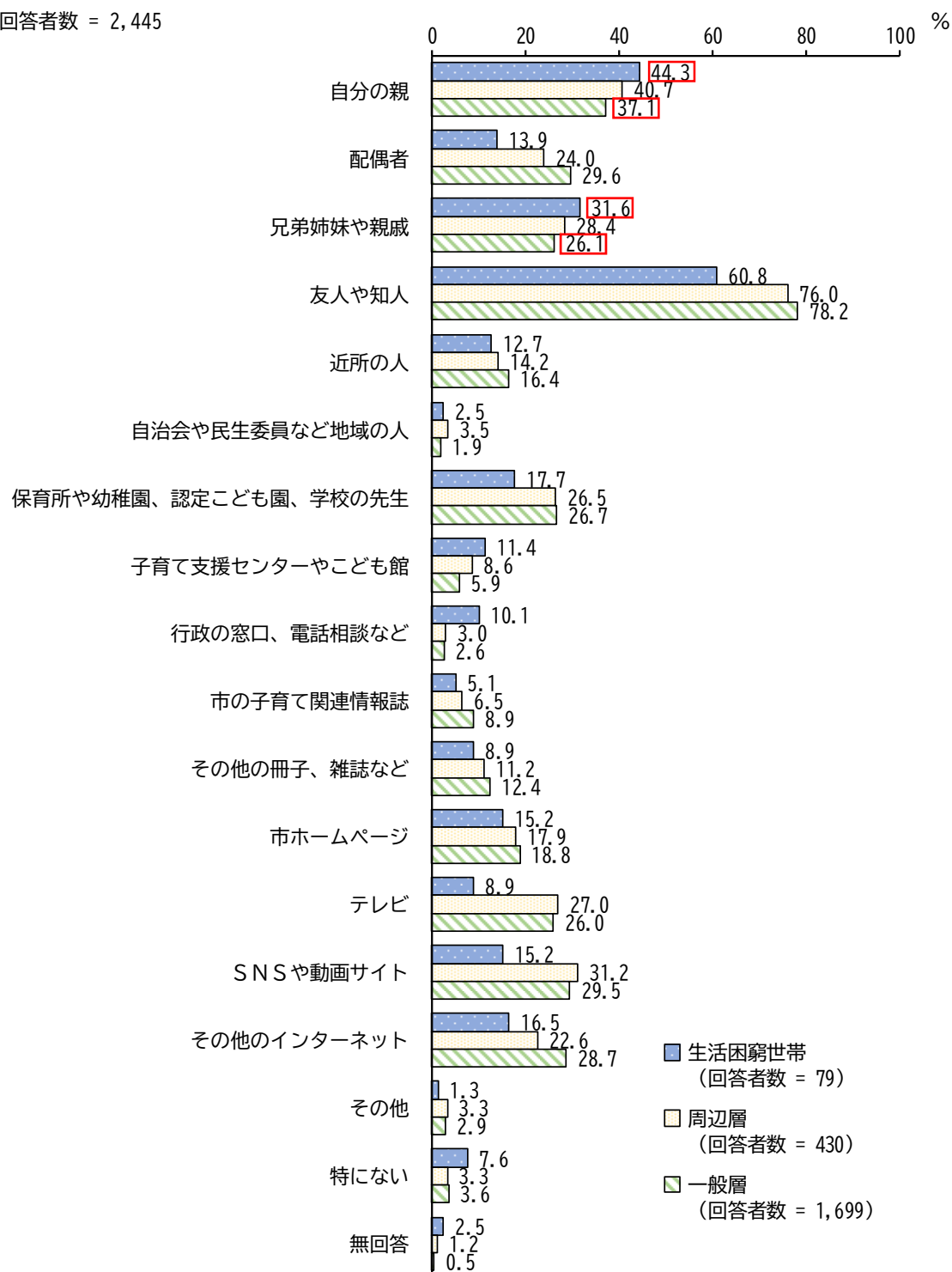
回答者数 = 2,445



子育てに関する情報の入手先

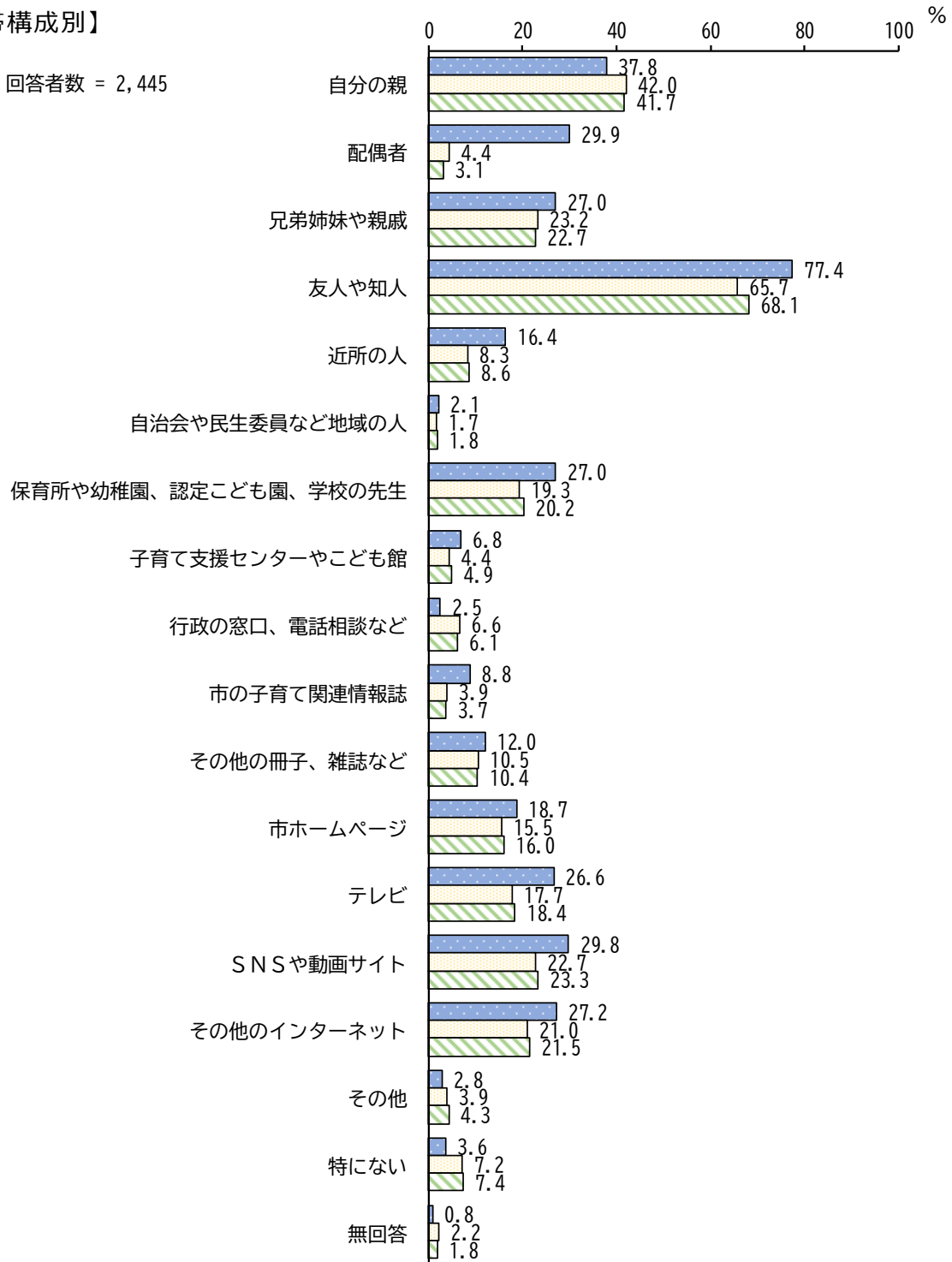
【世帯区分別】

回答者数 = 2,445



【世帯構成別】

回答者数 = 2,445

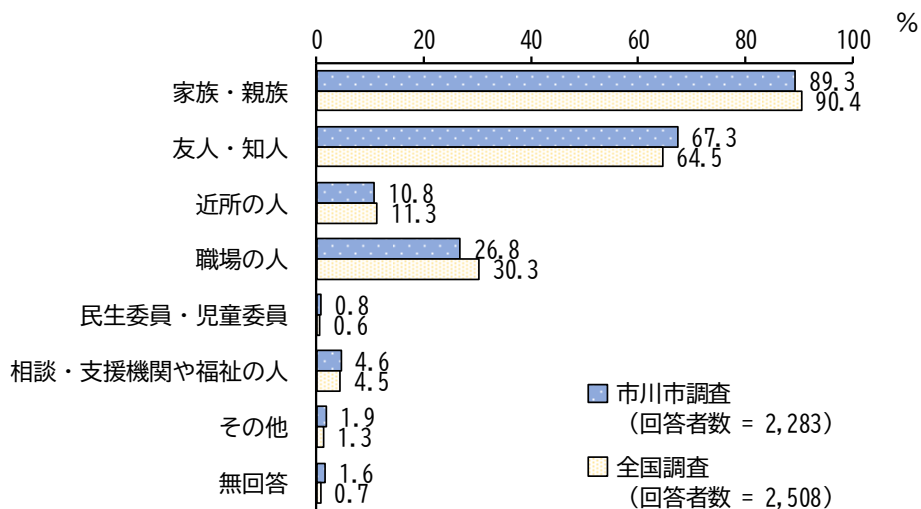


・市が実施している支援やサービスを知らないという意見が多くみられるため、積極的に情報を発信し、地域住民へ周知することが必要となります。

・貧困の状況にある子どもやその家庭の一部には、必要な支援制度を知らない、手続きが分からない、積極的に利用しながらない等の状況も見られるため、こうした子どもたちや家庭を早期に発見し、支援につなげられるよう、アウトリーチ型のアプローチや、気軽に相談できる機会の充実が必要です。

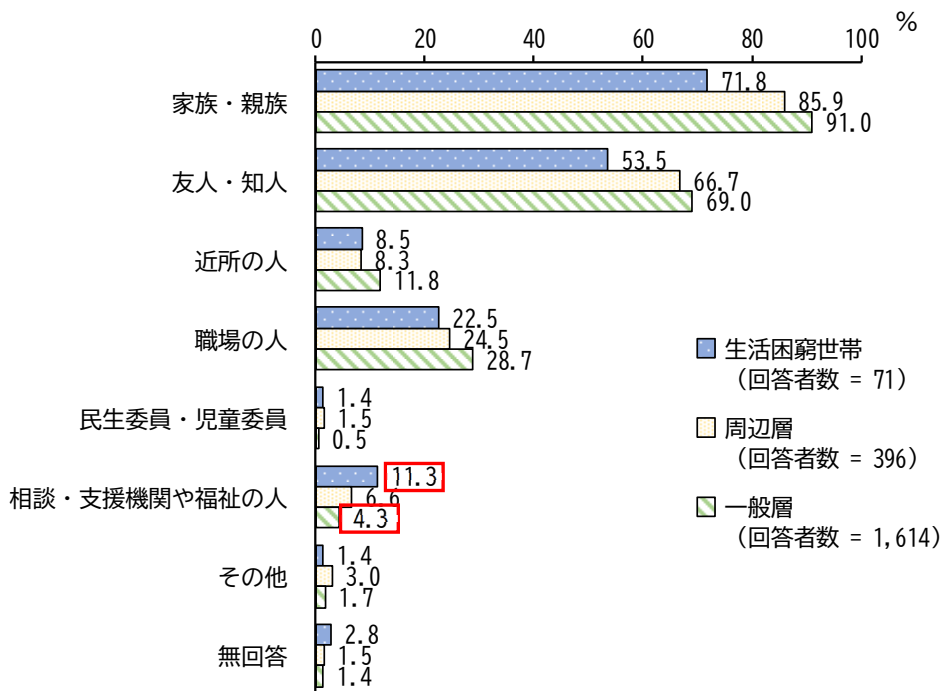
⑥相談相手について

子育てに関する相談で頼れる人

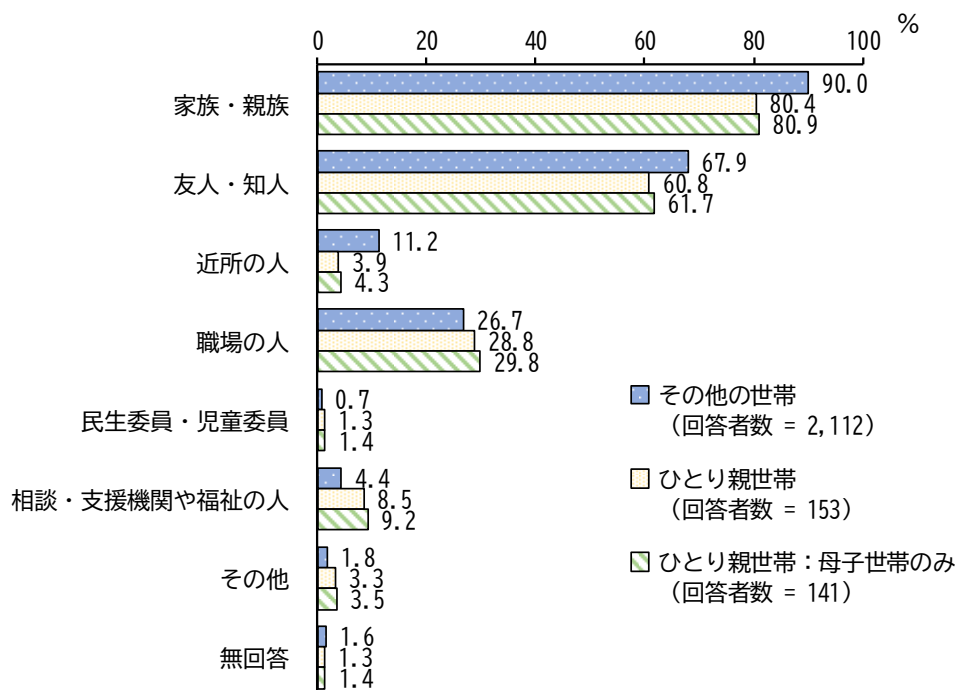


※全国調査：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（令和3年12月）

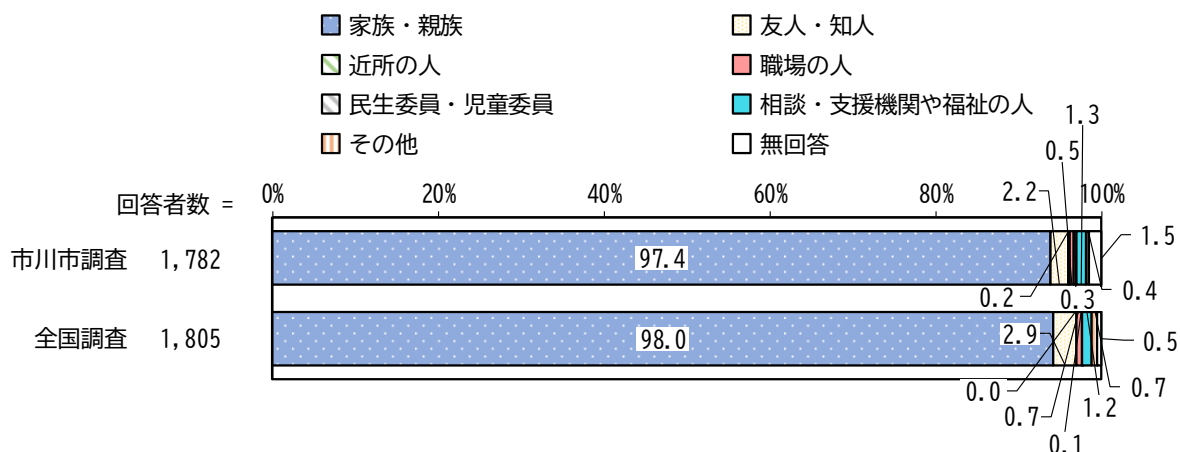
【世帯区分別】



【世帯構成別】

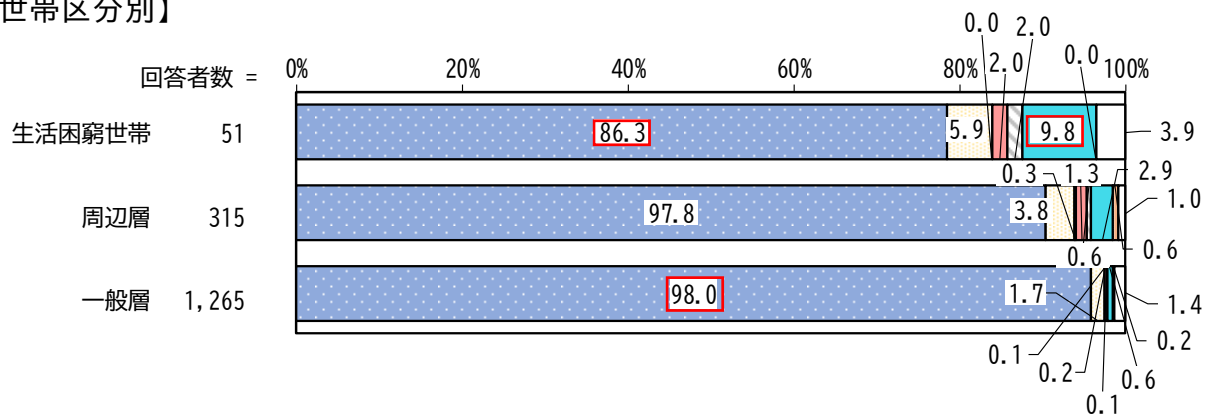


いざという時の金の援助で頼れる人



※全国調査：令和3年 子供の生活状況調査の分析 報告書（令和3年12月）

【世帯区分別】



(4) 市川市の課題について

アンケート調査及び市川市子ども・子育て会議での審議を踏まえ、本市の課題を以下のとおり整理いたしました。

食の環境整備の重要性

アンケート調査より、朝食の欠食率は学年が上がるにつれ高く、中学生では全国調査と比べても、毎日朝食を食べている割合は低くなっています。また、誰かと一緒に食べる共食の状況も、学年が上がるにつれ低くなっています。原因として、社会構造の変化による共働き世帯の増加や核家族化の進展があげられますが、食事は子どもの健康や成長に直接的な影響を与えるだけでなく、学業成績や社会的な発達にも大きく関わるものとなります。

欠食や孤食に対し、食育等を通じて食の重要性を伝えていくほか、フードリボンやこども食堂などの民間団体への支援を行ってまいります。

情報発信の強化

生活困窮世帯ほど子育て支援に関する施策・事業の認知度が低くなっていることから、貧困状態にある家庭は、自身の権利や利益を守るために必要な情報を得ることが困難なことが予想されます。対象者へ、こども食堂などの食に対する支援や地域の子育て支援施設に関する情報を適切に届けることで、より良い生活を送るための様々な支援を受けることにつながります。

窓口での手続き時や各種案内の発送、市公式 LINE でのプッシュ型の情報発信など多様な機会と媒体を活用し、支援が必要な方々に積極的な情報発信を行ってまいります。

子どもたちの希望進路の実現

子どもの大学等への進学希望は全国調査よりも低く、また、保護者への調査から、生活困窮世帯の子どもほど大学への進学希望が低くなり、その理由として経済的理由によるものの割合が高くなっています。将来への貧困の連鎖を断ち切るためには、世帯の状況によらず均等に教育を受ける機会が必要です。多様な学習環境の充実と経済的支援により、子どもたち自らの“夢”が実現できるよう取り組んでまいります。

3. 基本方針

(1) 基本方針

子どもが育ち、子どもを育て合うまちづくりをめざして

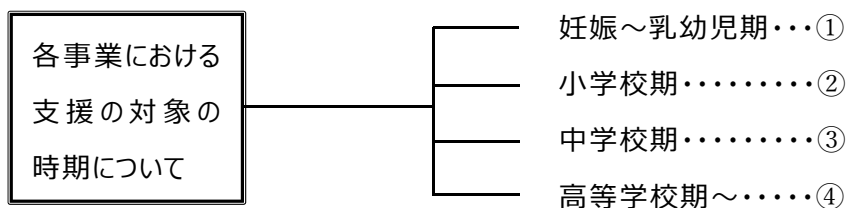
子どもは、社会の希望、未来をつくる力です。すべての子どもたちが夢や希望をもって成長し、地元いちかわに愛着を持ち、健やかに育つことのできる社会の実現を目指します。そのために、子どもの最善の利益の実現を第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じ、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、行政だけでなく子どもに関わる様々な機関が相互に連携して、社会全体で子どもの成長を支える社会づくりを進めていきます。

(2) 施策体系

子ども貧困対策に関する大綱及び千葉県子どもの貧困対策推進計画の定める4つの重点施策を中心に、親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目ない支援を行ってまいります。各事業の実施にあっては、支援の届きにくい子ども・家庭などに向けた積極的な情報発信を行ってまいります。

4. 市川市の取り組み

市川市では子どもの貧困対策として、さまざまな視点からの支援の取り組みを実施しています。



(1) 教育の支援

教育は貧困の連鎖を断ち切るための重要な手段です。子どもたちが自らの将来を切り開いていくため、世帯の所得の状況にかかわらず、均等に教育を受ける機会が保障され、子どもたちが将来の希望する進路を自ら選択できるよう支援を行ってまいります。また学校を核として、様々な貧困対策等の情報共有を図り、地域での貧困対策に係る連携を深めてまいります。

①学校を核とした子どもへの支援

事業名	事業内容・子どもの貧困対策に資する役割	所属	対象の時期
校内塾・まなびくらぶ	市立小中学校において、算数・数学を中心とした基礎的・基本的な内容についての学習の場を放課後及び長期休業中等に設け、児童生徒の基礎的な学力の定着を図る。 貧困対策を主としたものではないが、教材費や授業料の負担はなく、塾とは異なり、教育費の面で保護者の経済的な負担軽減につながる。	学校教育部 指導課	②・③
子どもの居場所づくり 事業	学校の施設等を活用し、授業の終了後等に子どもたちの安全安心な居場所を確保して、地域の人々とのふれあい、異年齢間の交流により、豊かな生活体験等を通じて子どもたちの健全育成を図る。 学校における日々の教育活動に加えて、学習の支援や体験学習等を実施する。	学校教育部 学校地域連携推進課	②
コミュニティ・スクール 推進事業	子どもたちを中心において、家庭・学校・地域の連携・協働を一層推進し、連携を確かなものにしていき、「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を併せて実現することをめざしていく。 地域と学校が連携し、情報交換や協議を行うことによって、地域の課題解決の一助となる。また、様々な団体の代表者が一堂に会するため、こども食堂やフードリボンなどの情報共有をすることで貧困対策への連携につながる。	学校教育部 学校地域連携推進課	②・③

②就学支援の実施

事業名	事業内容・子どもの貧困対策に資する役割	所属	対象の時期
奨学資金事業	学力が優良でありながら、経済的な理由で高等学校・中等教育学校(後期課程)・高等専門学校への修学が困難な方に対して、奨学金を支給することで、教育の機会均等を図る。	学校教育部 就学支援課	④
入学準備金貸付事業	高等学校(高等専門学校を含む)、専修学校(修業年限2年以上の専門課程)、短期大学又は大学に入学を希望する方の保護者で入学準備金の調達が困難な方に対して入学準備金を貸し付けることで、教育の機会均等を図る。	学校教育部 就学支援課	④
小学校・中学校特別支援教育就学奨励費	特別支援学級等へ通学する児童生徒の保護者に対し経済的負担を軽減する。	学校教育部 就学支援課	②・③
小学校・中学校保護児童生徒援助費	経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校教育に必要な経費を援助する。	学校教育部 就学支援課	②・③
学校給食の無償化	子どもたちが安心して食べられる環境をつくるため、すべての市立学校の学校給食費を無償とする。 学校給食費を市が負担することで、市立学校へ通学する児童生徒が安心して給食の提供を受けることができる。	学校教育部 保健体育課	②・③
保護児童生徒医療費	経済的理由により就学が困難な児童生徒が伝染性又は学習に支障を生じる疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた場合、その治療費について負担し、義務教育の円滑な実施に資する。	学校教育部 就学支援課	②・③
(生活保護法による) 教育扶助	子どものいる世帯に、月々教育基準額、学級費、給食費、学習支援費を支給し必要に応じて入学準備金、教材代等を一時支給する。	福祉部 生活支援課	②・③
母子・父子・寡婦福祉 資金の貸付	児童(20歳未満)を扶養している母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立を支援するため、修学資金等の貸付けをする。	こども部 こども福祉課	①・② ③・④
子育てのための施設等 利用給付事業	幼児教育・保育の無償化に伴い、私立幼稚園、国立特別支援学校幼稚部、認可外保育施設等に在園する幼児の保護者に補助金を交付することで、保護者の経済的負担の軽減を図り幼児教育の振興に資することを目的とする。	こども部 こども施設 入園課	①

③大学等進学・高等学校中退の子どもに対する支援

事業名	事業内容・子どもの貧困対策に資する役割	所属	対象の時期
入学準備金貸付事業	高等学校(高等専門学校を含む)、専修学校(修業年限2年以上の専門課程)、短期大学又は大学に入学を希望する方の保護者で入学準備金の調達が困難な方に対して入学準備金を貸し付けることで、教育の機会均等を図る。	学校教育部 就学支援課	④
母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	児童(20歳未満)を扶養している母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立を支援するため、修学資金等の貸付けをする。	こども部 こども福祉課	①・② ③・④
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭で児童(20歳未満)を扶養している親又は児童(20歳未満)が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座を受講した場合、費用の一部を支給する。	こども部 こども福祉課	①・② ③・④
子どもの学習・生活支援事業	生活保護世帯を含む生活困窮世帯の就学年齢の世帯員に対する学習支援等の実施により、基礎学力の向上等を図り、学習習慣の定着、高校への進学及び、高校中退を防止し、将来の貧困の連鎖を防止する	福祉部 地域共生課	
若年者等就労支援事業(いちかわ・うらやす若者サポートステーション)	いちかわ・うらやす若者サポートステーション事業を運営しているNPO法人に、就労相談事業・職場体験事業を委託し就労を支援する。	経済観光部 商工業振興課	④

(2) 生活の安定に資するための支援

貧困の状況にある子ども及びその保護者が安定した生活を送ることができるよう、社会的に孤立せず、目先の不安に悩まされことなく、身体的にも精神的にも安定した毎日を過ごせる環境が整っていることが重要です。世帯の状況に応じた支援の体制を構築するとともに、場面に応じた情報発信を行い必要な人に適切な支援が届くよう施策を講じていきます。

①保護者への生活の支援

事業名	事業内容・子どもの貧困対策に資する役割	所属	対象の時期
自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	日常生活（経済的なことを含む）に困窮する者からの相談を受け関係機関と連携しながら支援を行うことで、生活の自立を図る。	福祉部 地域共生課	—
家計相談支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	自立相談支援事業における支援プランの策定により実施する任意事業である。家計の点検や見直しにより生活の安定を図る。	福祉部 地域共生課	—
民生委員活動事業	地域の民生委員・児童委員が住民の生活状況を必要に応じ適切に把握し、助言その他の援助を行う。	福祉部 地域共生課	①・② ③・④
放課後保育クラブ 運営事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもに対し、適切な遊び及び生活の場を提供する。	生涯学習部 青少年育成課	②
母子訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	すべての乳児のいる家庭を保健師等が訪問し、育児に対する相談・助言を行う。	保健部 保健センター 健康支援課	①
養育支援訪問事業 (産後家庭ホームヘルプサービス)	出産後、家事や育児の支援が必要な母または父にホームヘルパーを派遣する。	こども部 こども家庭支援課	①
母子生活支援施設	配偶者のいない女子（母子家庭）または、これに準ずる事情がある女子（女性）で、その者の看護すべき児童の福祉に欠ける母子を母子生活支援施設に保護する。	こども部 こども家庭支援課	①・② ③・④
子育て世代包括支援事業	母子保健相談窓口を設置し、妊娠・出産・子育てに関する相談、母子健康手帳の交付などを行う。	保健部 保健センター 健康支援課	①
母子保健事業による支援	安心して安全な妊娠や出産、育児のため、家庭訪問、健康教育、健康相談などの母子保健サービスを提供する。	保健部 保健センター 健康支援課	①
母子・父子自立支援員による相談の実施	ひとり親家庭の生活や就労等の問題の相談に応じ、自立に向けた支援を行う。	こども部 こども福祉課	①・② ③・④

子ども医療費助成事業	高校生相当年齢までの子どもの医療費保険適用分の全部又は一部を助成することにより、子どもの健全な育成を図り、保護者の経済的負担を軽減する。	こども部	①・②
		こども福祉課	③・④

②子どもの生活や就労への支援

事業名	事業内容 子どもの貧困対策に資する役割	所属	対象の 時期
妊婦・乳幼児 健康診査事業	妊婦健診や乳児健診などの各健診・検査事業をとおり、子供の健康上の問題を早期に発見し早期療育につなげていく。	保健部 保健センター 健康支援課	①
ヘルシースクール推進事業	子供たちが健康について自ら考え行動し、望ましいライフスタイルの確立を図るため、家庭、地域と連携を図りながら、すこやか検診・すこやか口腔検診等で自校の実態を把握しつつ、包括的な健康教育に取り組む。各検診等を通じて子どもの心と身体の健やかな発育を支援する。	学校教育部 保健体育課	②
子どもの居場所づくり事業	学校の施設等を活用し、放課後の子どもの居場所をつくり、地域の人々とのふれあい、異年齢間の交流により、子どもたちの健全育成を図る。	学校教育部 学校地域連携推進課	②
こども館運営事業	こども館において児童の健全育成のため、遊びの提供を行い、自ら選択できる自由な遊びの環境の供等をつつじて、様々な子どもたちの居場所となる。	こども部 こども家庭支援課	①・② ③・④
自立相談支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	日常生活（経済的なことを含む）に困窮する者からの相談を受け関係機関と連携しながら支援を行うことで、生活の自立を図る。	福祉部 地域共生課	—
教育相談事業	市内在住の3歳以上の幼児、小学生、中学生とその保護者を対象に、子育てをしていく中で生じる様々な悩みに関して、専門的知識を持つ教育相談員等が保護者との面接相談やカウンセリングを行ったり、子供とのプレイセラピー（遊戯療法）を実施したりすることで悩みの軽減や解消を図り、幼児、児童、生徒の健全な育成を図る。	学校教育部 教育センター	①・② ③
母子生活支援施設	配偶者のいない女子（母子家庭）または、これに準ずる事情がある女子（女性）で、その者の看護すべき児童の福祉に欠ける母子を母子生活支援施設に保護する。	こども部 こども家庭支援課	①・② ③・④
子ども医療費助成 事業	高校生相当年齢までの子どもの医療費保険適用分の全部又は一部を助成することにより、子どもの健全な育成を図り、保護者の経済的負担を軽減する。	こども部 こども福祉課	①・② ③・④

こどもの居場所づくり 支援事業 (こども食堂補助金)	食事の提供を通じて学習や遊びの場となるこども食堂を運営する団体に対し、運営費等の補助を行うことにより、地域の多様な人々と子どもの交流の場となるこどもの居場所づくりを推進する。	こども部 こども家庭支援課	①・② ③・④
こどもの居場所づくり 支援事業 (フードリボンプロジェクト)	飲食店が、飲食店利用者からの1口 300 円の寄付により中学生以下の子ども(店舗により年齢制限は異なる)に食事を提供することにより、保護者の経済状況に関わらず子どもが食事をするができる。	こども部 こども家庭支援課	①・② ③

③その他の生活への支援

事業名	事業内容 子どもの貧困対策に資する役割	所属	対象の 時期
住居確保給付金の 支給事業 (生活困窮者自立支援制度)	離職またはコロナ禍で減収となったため住居の維持確保が困難になった方に対し、住居確保給付金を支給する 他就労支援を行い生活困窮者の自立を促進する。	福祉部 地域共生課	①・② ③・④
一時生活支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	自立相談支援事業における支援プランの策定により実施する任意事業である。衣食住の一時的な提供を行う ことで生活の安定を図る。	福祉部 地域共生課	①・② ③・④
市営住宅空家入居 希望者登録募集	住宅に困窮する低額所得者に対して、市営住宅空家 入居希望者登録募集を行うもの。	福祉部 市営住宅課	①・② ③・④
民間賃貸住宅家賃等 助成制度	民間の賃貸住宅に居住し、取壊し等による転居を求め られた65歳以上で構成されている世帯、心身障がい者 世帯、ひとり親世帯に対して、市内への転居後の家賃 等の一部を助成するもの。	福祉部 市営住宅課	①・② ③・④
母子生活支援施設	配偶者のいない女子（母子家庭）または、これに準ず る事情がある女子（女性）で、その者の看護すべき児 童の福祉に欠ける母子を母子生活支援施設に保護す るもの。	こども部 こども家庭支 援課	①・② ③・④
民生委員活動事業 (研修の実施)	地域の民生委員・児童委員が住民の生活状況を必要 に応じ適切に把握し、助言その他の援助を行うための研 修を実施する。	福祉部 地域共生課	①・② ③・④

(3) 保護者の就労支援

貧困状態にある世帯の保護者の就労は、経済的に自立し安定した収入を得ることにより、家計の安定や子どもの生活水準の向上に期待ができます。収入の安定と向上に資するための、世帯の状況に応じた就労の支援のほか、保育施設や放課後保育クラブなど就労を支える環境の整備を進めてまいります。

①保護者の就労への支援

事業名	事業内容/ 子どもの貧困対策に資する役割	所属	対象の 時期
(生活保護法による) 被保護者就労支援事業	被保護者の状況に応じた就職先の紹介や面接を支援し、就労に結びつけ、被保護者の自立を図り生活保護の脱却等、貧困の防止につなげる。	福祉部 生活支援課	④
就労準備支援事業 (生活困窮者自立支援制度)	自立相談支援事業における支援プランの策定により実施する任意事業である。就労困難者に支援プログラムを作成し就労機会の提供等、支援を行う。	福祉部 地域共生課	①・② ③・④
母子・父子自立支援 プログラム策定事業	児童扶養手当受給者の個々の状況に応じた自立支援プログラムを策定し、自立や就業にむけた課題を明確化し、きめ細やかに継続的な就業支援を行う。	こども部 こども福祉課	①・② ③・④
母子・父子・寡婦福祉 資金の貸付	児童（ここでは20歳未満）を扶養している母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立の促進や生活意欲の向上のため、就職支度資金や事業開始資金等を貸付けし、ひとり親世帯の将来の経済的自立に寄与する。	こども部 こども福祉課	①・② ③・④
放課後保育クラブ運営事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない子どもに対し、適切な遊び及び生活の場を提供する。	生涯学習部 青少年育成課	②
子育て短期支援事業	保護者が疾病、出産、出張等により一時的に子どもの養育が困難になったときに、夜間、休日、または宿泊で子どもを預かる。	こども部 こども家庭支援課	①・② ③・④
ファミリー・サポート・ センター事業	子育ての手助けをしてくれる協力会員と、子育ての手助けをしてほしい依頼会員、そのどちらの役割も担う両方会員で構成し、保育所の送迎、時間外保育等の保護者の就労等でサポートが必要となときに支援する。	こども部 こども家庭支援課	①・② ③・④
母子生活支援施設	配偶者のいない女子（母子家庭）または、これに準ずる事情がある女子（女性）で、その者の看護すべき児童の福祉に欠ける母子を母子生活支援施設に保護する。	こども部 こども家庭支援課	①・② ③・④

②保護者の就労に係る資格取得への支援

事業名	事業内容 子どもの貧困対策に資する役割	所属	対象の 時期
(生活保護法による) 生業扶助における 技能習得費	生計の維持に役立つ生業に就くための技能を修得する経費を基準額の範囲内において支給するもの。技能習得により、就職活動を有利にすることで自立の助長を図る。	福祉部 生活支援課	④
母子家庭等自立 支援給付金事業	ひとり親家庭の父又は母が就労に必要な知識や技能を習得するための講座受講費用や養成機関での資格取得を目指す場合の生活費を一部支給し、就労に必要な技能や資格の習得、自立の促進を図る。	こども部 こども福祉課	①・② ③・④
ひとり親家庭高等職業 訓練促進資金貸付事業	母子家庭等自立支援給付金事業のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、入学及び就職の準備金の貸付を行う。 経済的理由により資格取得のための養成機関に入学することが困難な場合や、就職する際に必要となるものが準備できないひとり親家庭等に対し貸付を行うことで、生活の安定と自立を促進する。	こども部 こども福祉課	①・② ③・④

(4) 経済的支援

生活困窮世帯等に対する経済的支援は、子どもたちの将来を明るくするために欠かせない要素です。社会全体で協力し、経済的な支援を充実させることで、世帯の経済状況に伴う子どもの生活への影響を解消し、すべてのこどもが健やかに成長し、将来に希望を持てる社会の実現に取り組んでまいります。

①ひとり親世帯への経済的支援

事業名	事業内容/ 子どもの貧困対策に資する役割	所属	対象の 時期
遺児手当支給事業	遺児(両親あるいはどちらかが事故や病気により死亡等)を養育している者に手当を支給し、その児童の健全な養育を図る。 手当を支給することにより、生活の安定と自立を助け、ひとり親家庭等の経済的な負担を軽減する。	こども部 こども福祉課	①・② ③
ひとり親家庭等 医療費等助成事業	ひとり親家庭の父母等に対して、医療費保険適用分の全部を助成することにより、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。 生活の安定と自立を助け、ひとり親家庭等の経済的な負担と精神的不安を軽減する。	こども部 こども福祉課	①・② ③・④
児童扶養手当支給事業	離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童を養育している保護者を対象として、手当を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助け、経済的な負担を軽減する。	こども部 こども福祉課	①・② ③・④
養育費確保のための 各種サポート	公正証書等による債務名義の作成支援及び養育費の取り決め等に関する弁護士への相談を実施することにより、養育費の取り決めが促進され、養育費確保への支援に繋がる。	こども部 こども福祉課	①・② ③・④

②その他の経済的支援

事業名	事業内容/ 子どもの貧困対策に資する役割	所属	対象の 時期
児童手当支給事業	中学校修了前までの児童を養育する保護者を対象に手当を支給し、生活の安定を助け子育てに係る経済的負担を軽減する。	こども部 こども福祉課	①・② ③
奨学資金事業	学力が優良でありながら、経済的な理由で高等学校・中等教育学校(後期課程)・高等専門学校への修学が困難な方に対して、奨学金を支給することで、教育の機会均等を図る。	学校教育部 就学支援課	④
入学準備金貸付事業	高等学校(高等専門学校を含む)、専修学校(修業年限2年以上の専門課程)、短期大学又は大学に入学を希望する方の保護者で入学準備金の調達が困難な方に対して入学準備金を貸し付けることで、教育の機会均等を図る。	学校教育部 就学支援課	④
小学校・中学校 保護児童生徒援助費	経済的理由で就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学校教育に必要な経費を援助し、義務教育の円滑な実施に資する。	学校教育部 就学支援課	②・③
母子生活支援施設	配偶者のいない女子(母子家庭)または、これに準ずる事情がある女子(女性)で、その者の看護すべき児童の福祉に欠ける母子を母子生活支援施設に保護する。	こども部 こども家庭支援課	①・② ③・④
学校給食の無償化	子どもたちが安心して食べられる環境をつくるため、すべての市立学校の学校給食費を無償とする。 学校給食費を市が負担することで、市立学校へ通学する児童生徒が安心して給食の提供を受けることができる。	学校教育部 保健体育課	②・③
保護児童生徒医療費	経済的理由により就学が困難な児童生徒が伝染性又は学習に支障を生じる疾病にかかり、学校において治療の指示を受けた場合、その治療費について負担し、義務教育の円滑な実施に資する。	学校教育部 就学支援課	②・③
子ども医療費助成事業	高校生相当年齢までの子どもの医療費保険適用分の全部又は一部を助成することにより、子どもの健全な育成を図り、保護者の経済的負担を軽減する。 医療費保険適用分の全部又は一部を助成することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減する。	こども部 こども福祉課	①・② ③・④
母子・父子・寡婦福祉 資金の貸付	児童(20歳未満)を扶養している母子家庭や父子家庭、寡婦の経済的自立を支援するため、修学資金等の貸付けをする。 経済的理由により修学が困難なひとり親家庭の児童の修学を支援し、児童の将来の経済的自立に寄与する。	こども部 こども福祉課	①・② ③・④

母子家庭等自立支援 給付金事業	ひとり親家庭の父又は母が就労に必要な知識や技能を習得するための講座受講費用や養成機関での資格取得を目指す場合の生活費を一部支給する。 就労に必要な技能や資格を習得することにより、自立の促進を図る。	こども部 こども福祉課	①・② ③・④
ひとり親家庭等職業訓練 促進資金貸付事業	母子家庭等自立支援給付金事業のうち「高等職業訓練促進給付金」の受給者に対して、入学及び就職の準備金の貸付を行う。 経済的理由により資格取得のための養成機関に入学することが困難な場合や、就職する際に必要となるものが準備できないひとり親家庭等に対し貸付を行うことで、生活の安定と自立を促進する。	こども部 こども福祉課	①・② ③・④

（５）支援につなぐ体制整備

行政や地域で子どもを支えるための活動は様々あり、子どもや家庭が抱えている問題が深刻化する前に適切な支援に結び付けていくことが重要となります。

子どもの貧困対策を推進するにあたり、行政や民間団体による支援策と、支援が必要な子ども、家庭とを「つなぐ」ための体制整備を進めてまいります。

事業名	事業内容/ 子どもの貧困対策に資する役割	所属	対象の 時期
こども家庭センター事業	妊娠期から 18 歳未満の子どもとその養育者からの相談に対応し、児童福祉・母子保健両方の視点から必要な支援を行い、虐待予防や個々の家庭に応じた切れ目ない対応などの相談支援体制を図る。	こども部 こども家庭支援課	①・② ③・④
重層的支援体制 整備事業	介護、障がい、子ども、生活困窮分野の既存の相談支援を活かしつつ、複雑化・複合化した課題や制度の狭間の問題に対応するため、様々な支援を一体的に実施し、包括的な支援体制の整備を図る。	福祉部 地域共生課	①・② ③・④
こども館運営事業	こども館において児童の健全育成のため、遊びの提供を行い、自ら選択できる自由な遊びの環境の提供等をつうじて、様々な子どもたちの居場所となる。	こども部 こども家庭支援課	①・② ③・④
地域子育て支援 拠点事業 (地域子育て支援センター・ 親子つどいの広場)	0 歳～就学前までの親子と妊婦が過ごすことのできる地域子育て支援センターと、主に 0 歳～3 歳までの親子と妊婦が過ごすことのできる親子つどいの広場において、子連れで自由に過ごせる場所を提供し、育児講座や育児相談を実施し、包括的な支援体制の整備を図る。	こども部 こども家庭支援課	①・②
こどもの居場所づくり 支援事業 (こども食堂補助金)	食事の提供を通じて学習や遊びの場となるこども食堂を運営する団体に対し、運営費等の補助を行うことにより、地域の多様な人々と子どもの交流の場となるこどもの居場所づくりを推進する。	こども部 こども家庭支援課	①・② ③・④

